

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年8月14日
【発行者名】	日立投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川手 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町3番地
【事務連絡者氏名】	ファンド管理グループ 都地 雅夫
【電話番号】	03-4554-5121
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	日立国内債券インデックスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額は5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日立国内債券インデックスファンド

（以下「当ファンド」ということがあります。）

なお、当ファンドは、確定拠出年金向けファンドとしての取得の申込みのみ取扱います。当ファンドの取得申込みについては後記「(12) その他 ②受益権の取得申込者の制限」をご参照下さい。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である日立投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額※とします。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」参照）または委託者にお問い合わせ下さい。

＜お問い合わせ先（委託者）＞

日立投資顧問株式会社 電話（03－4554－5100（代表））

（受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までです。）

※ 「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいい、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。（当初元本 1口＝1円）

(7) 【申込期間】

2020年8月15日(土)から2021年8月16日(月)までとします。

ただし、日本における委託者および販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」参照）の営業日に限り、申込みの取扱いが行われます。

なお、申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

以下の場所において申込みの取扱いを行います。なお、取扱店については、以下の販売会社にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
（以下、申込みの取扱いを行う場所を「販売会社」といいます。）

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、お申込みの販売会社の指定した期日までに申込金額を当該販売会社に支払うものとします。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は、前記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込みの方法

1. ファンドの受益権の取得申込みは、申込取扱場所において継続募集期間における毎営業日に販売会社所定の方法により受付けます。

販売会社による申込みの受付は、原則として毎営業日の午後2時までとし、当該受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

委託者は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）および外国の証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある場合は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することができます。

2. 受益権の取得申込者は、販売会社との間で、証券投資信託の取引に関する契約または規定に基づいて、取引口座の開設を申込む旨の申込書を提出します。

② 受益権の取得申込者の制限

確定拠出年金向けファンドとして、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく取得申込者（事業主と資産管理契約を締結した資産管理機関もしくは国民年金基金連合会（その事務の委託を受けた金融機関を含みます。以下「連合会」といいます。））による申込み（以下「確定拠出年金による取得申込み」といいます。）のみの取扱いとなります。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、親投資信託「日立国内債券インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に主に投資を行うことを通じて、国内債券を実質的な主要投資対象として中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 信託金の限度額は、5,000億円として信託金を追加することができます。ただし、この限度額は、委託者と受託者の合意のうえ変更することができます。
- ③ 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において次に属します。

追加型投信／国内／債券／インデックス型

下表は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

○商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
追加型	内 外	資産複合	

<商品分類表の定義>

追加型：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225
	年2回	日本			TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 (NOMURA- BPI総合)
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他 ()	中南米			
		アフリカ			
資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

＜属性区分表の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券一般））： 目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの（目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものを、公債といい、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものを、社債といい、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものを、その他債券といいます。）を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。

年1回： 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本： 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド： 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし： 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

その他（NOMURA-BPI総合）： 目論見書又は投資信託約款において、インデックスファンドの対照インデックスが日経225あるいはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。NOMURA-BPI総合については、次の④をご参照願います。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

- ④ 当ファンドの運用にあたっては、NOMURA－BPI総合（ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）※をベンチマークとして、ベンチマークの動きに連動する投資成果を追求します。

※ NOMURA－BPI総合（ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）が算出している国内債券市場の全体を表す指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は、野村證券に帰属しています。

⑤ ファンドの特色

1. 当ファンドは、主たる投資対象であるマザーファンドを通して実質的な投資を行います。
2. マザーファンドの運用は、野村アセットマネジメント株式会社に委託します。
3. マザーファンドの運用にあたっては、主として国内債券に分散投資を行いNOMURA－BPI総合をベンチマークとして、ベンチマークの動きに連動する投資成果を追求します。

（２）【ファンドの沿革】

2001年12月5日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

証券取引所への上場の予定はありません。

なお、主要投資対象であるマザーファンドは以下のとおりです。

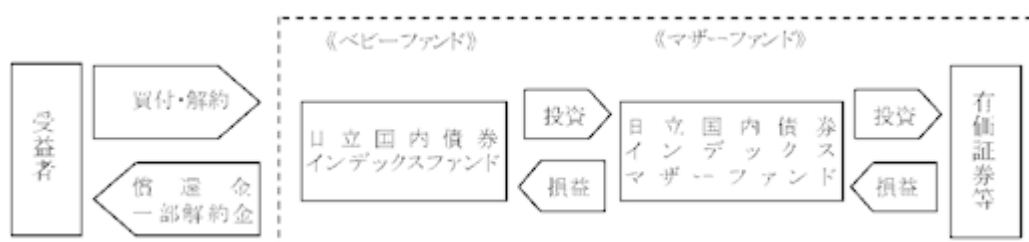
マザーファンド名	設定日
日立国内債券インデックスマザーファンド （設定当時の名称「日立国内債券マザーファンドN」）	2000年 4月28日

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者はベビーファンド（当ファンド）の受益権に投資し、さらにベビーファンドの資金でマザーファンドの受益証券に投資することにより、ベビーファンドの実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

ただし、当ファンドから有価証券等に直接投資する場合もあります。また、当ファンド以外のベビーファンドが、当ファンドの投資対象であるマザーファンドへ投資する場合もあります。



② ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人の名称および関係業務ならびに契約等の概要は以下のとおりです。

1. 委託者（委託会社）：日立投資顧問株式会社

当ファンドの委託者として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

当社はマザーファンドの委託者でもあります。マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限を野村アセットマネジメント株式会社（以下「運用再委託先」といいます。）に委託しております。

2. 受託者（受託会社）：三菱UFJ信託銀行株式会社

委託者との投資信託契約に基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務などを行い、解約金および償還金の委託者への交付、信託財産に関する報告書を作成し委託者への交付を行います。また、受託者は、信託事務の処理の一部につき金融機関の信託業務の兼営

等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた金融機関に委託することがあります。

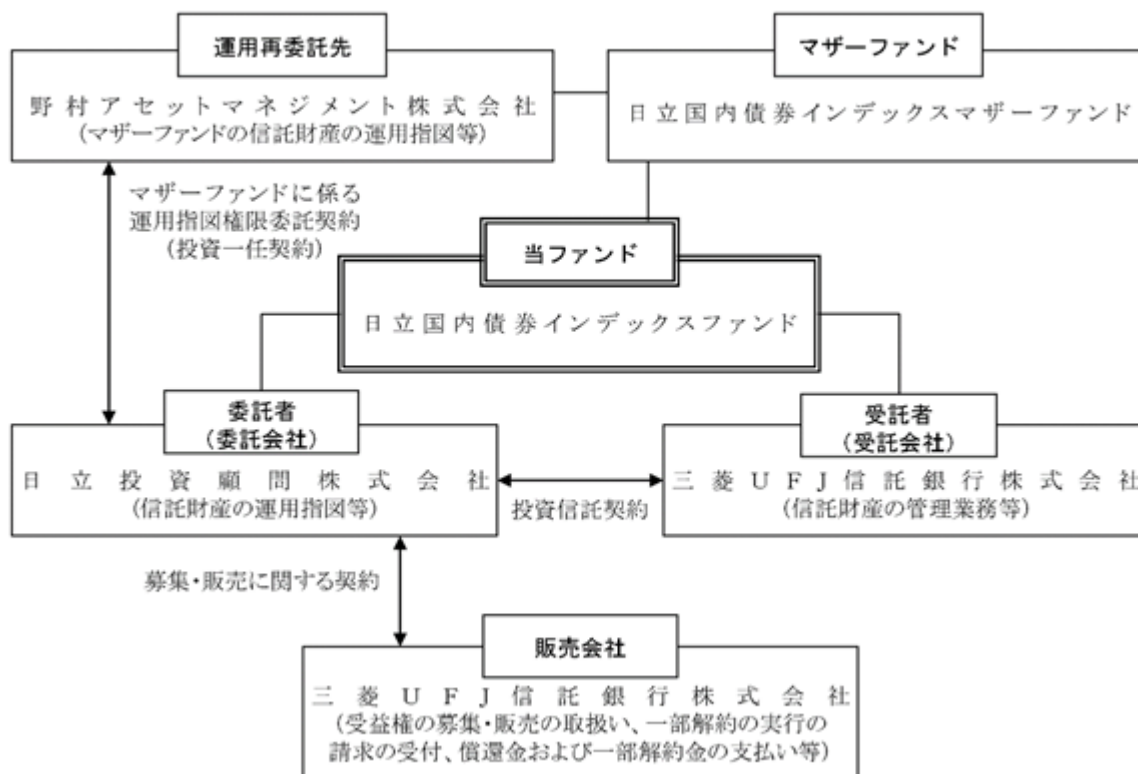
3. 販売会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

委託者との募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い（確定拠出年金による取得申込みに限ります。）、一部解約の実行の請求の受付、償還金の支払い等を行います。

4. 運用再委託先：野村アセットマネジメント株式会社

委託者との投資一任契約に基づき、当ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。

ファンドの関係法人図

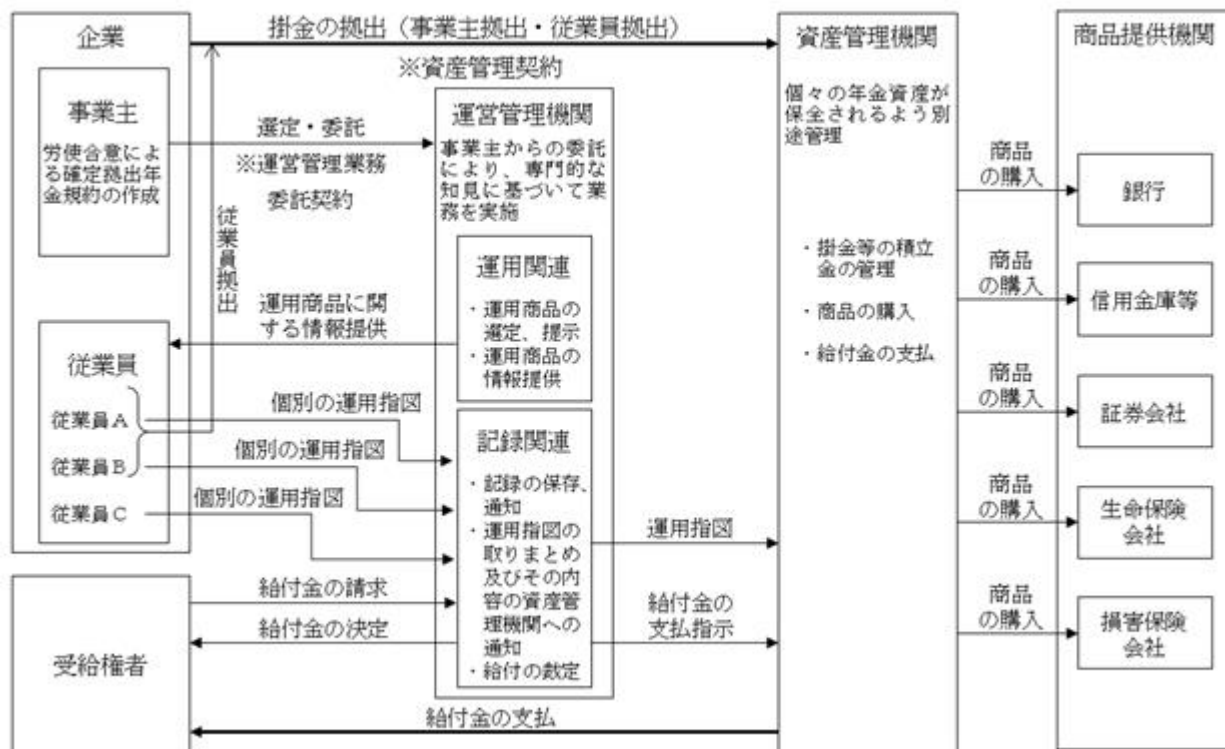


（ご参考）

当ファンドは、確定拠出年金向けのファンドです。以下は、確定拠出年金制度（企業型年金）の概要を図示したものです。（厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」より抜粋）

制度の詳細は関係法令等によりご確認下さい。

確定拠出年金（企業型年金）制度のイメージ図



（注）運営管理機関は、資産管理機関及び商品提供機関を兼ねることが可能。また、事業主は運営管理業務を行うことが可能。

各ファンドの販売会社は、図における「商品提供機関」に、また各ファンドの受益者は、図における「資産管理機関」に該当します。

確定拠出年金による取得申込みについては、各事業主が定める確定拠出年金に係る規約等にしたいが、資産管理機関が行うことになります。また、確定拠出年金の加入者等は、確定拠出年金に係る規約等にしたいが、個別の運用商品の配分の指図を運営管理機関に対して行います。

③ 委託会社の概況（2020年8月14日現在）

1. 資本の額

1億円

2. 委託会社の沿革

1999年 8月 5日 会社設立

1999年 8月31日 投資顧問業者登録

2000年 1月27日 投資一任契約に係る業務の認可取得、証券投資信託委託業の認可取得

2007年 9月30日 投資助言・代理業、投資運用業の登録

3. 大株主の状況

株主名 株式会社 日立製作所

住所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

所有株数 6,000株

所有割合 100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ① 次のマザーファンドに主として投資を行うことで、ベンチマークの動きに連動する投資成果を追求します。

マザーファンド名	ベンチマーク	主な投資対象
日立国内債券 インデックスマザーファンド	NOMURA－BPI 総合	国内債券

- ② マザーファンドの受益証券の組入比率はできるだけ高位を保ちます。
- ③ 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、前記の運用が困難となり、前記と異なる運用を行う場合があります。また、目的が達成されない場合があります。
- ⑤ 有価証券の実質組入比率を維持するため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引ならびに外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑨ ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、実質組入有価証券の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額を一時的に超えることができます。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りま。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 運用の指図範囲

- i) 委託者は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 株券または新株引受権証書
- 国債証券

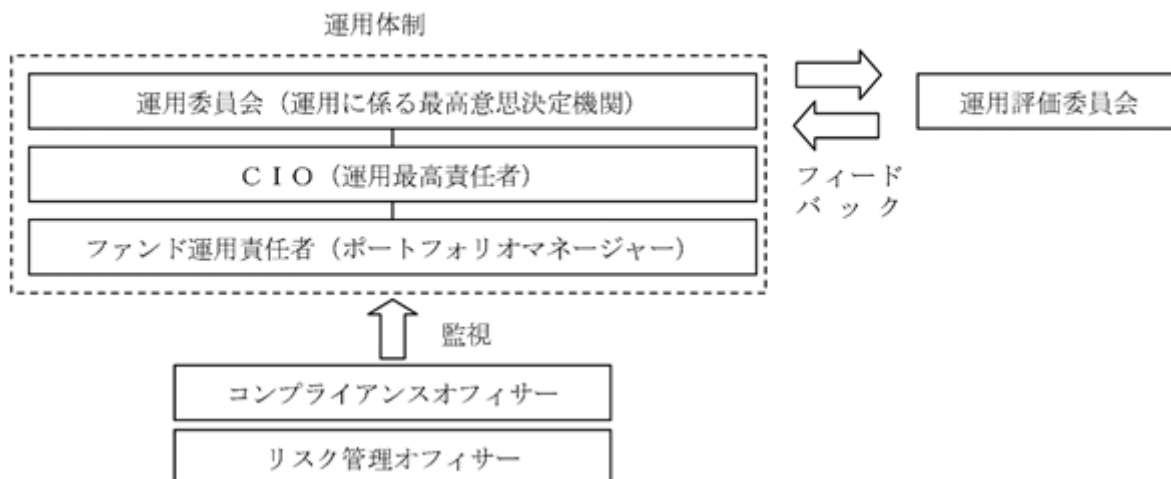
3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券のうち投資法人債券以外のものを以下「投資信託証券」といいます。
- ii) 委託者は、信託金を、i)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

- iii) i)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前記ii)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- iv) デリバティブ取引等については、ヘッジ目的に限るものとし、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- v) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(3) 【運用体制】

- ① 運用委員会は、当社の運用方針策定のための最高意思決定機関で、当ファンドに関する運用方針を策定します。2020年6月末現在10名程度出席。
- ② 運用評価委員会は、運用再委託先を含む、運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容等運用状況についての分析および評価を行います。2020年6月末現在10名程度出席。
- ③ 運用グループは、運用再委託先と連携して運用方針に基づく運用を行います。2020年6月末現在10名在籍。
- ④ コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサーは、諸法令、投資信託約款等の遵守状況や運用リスクの状況などを定期的に監視しています。2020年6月末現在コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサーは各1名在籍。

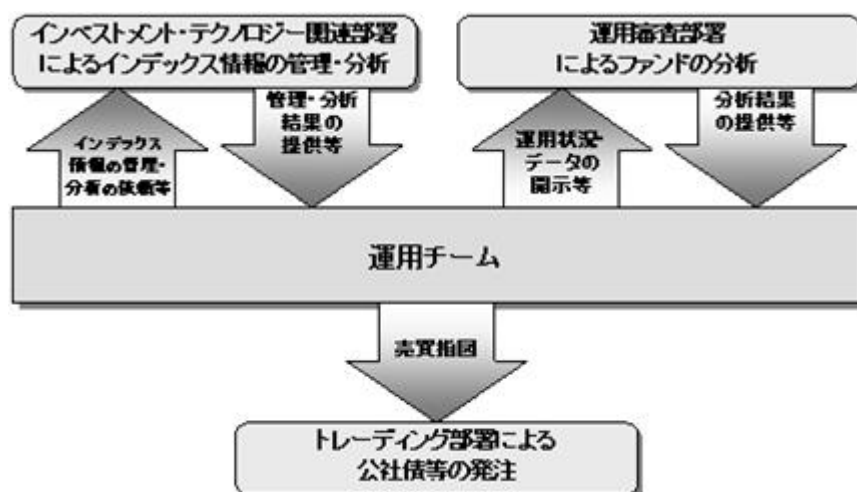
運用体制図



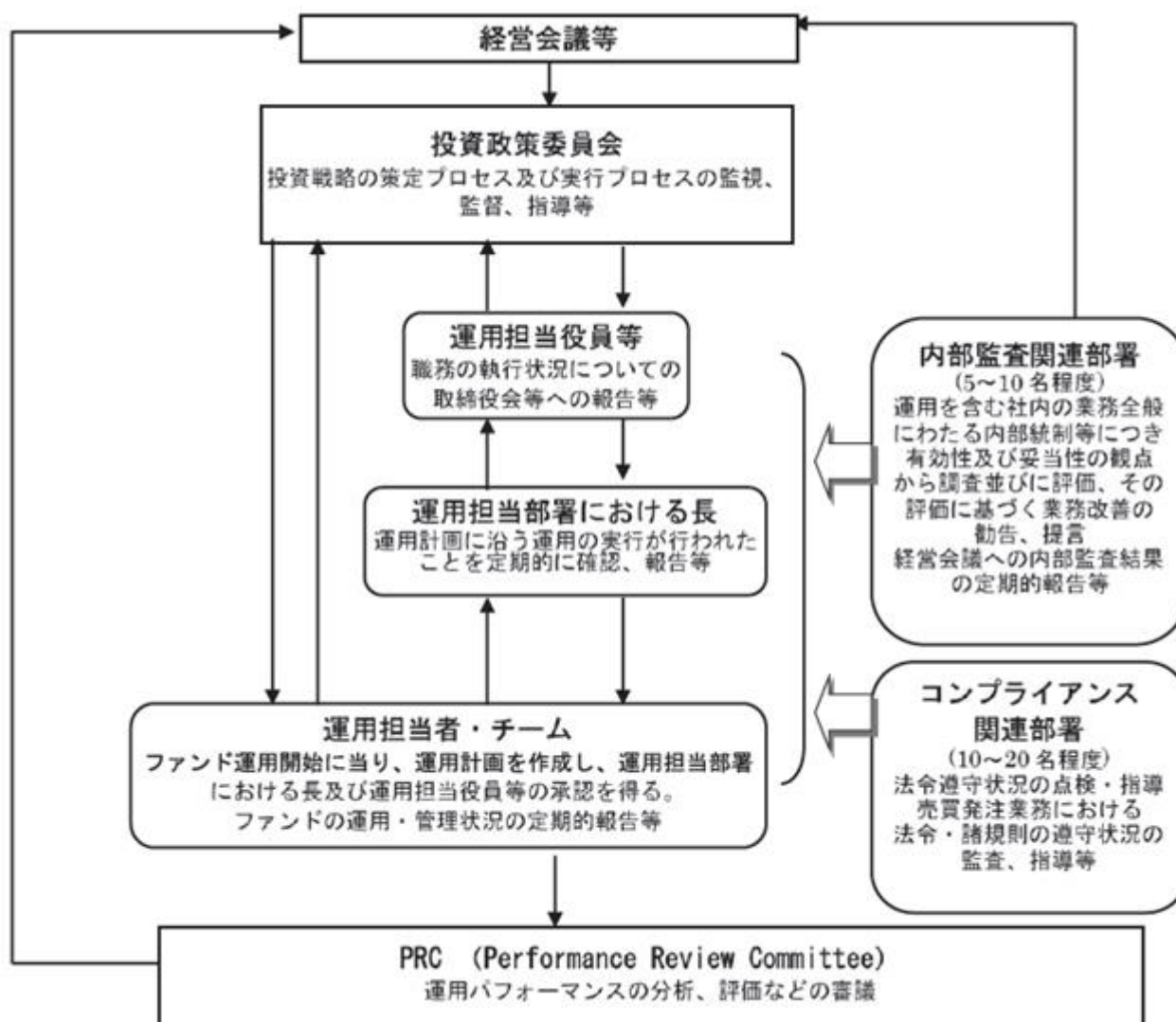
（ご参考）

「日立国内債券インデックスマザーファンド」の運用体制

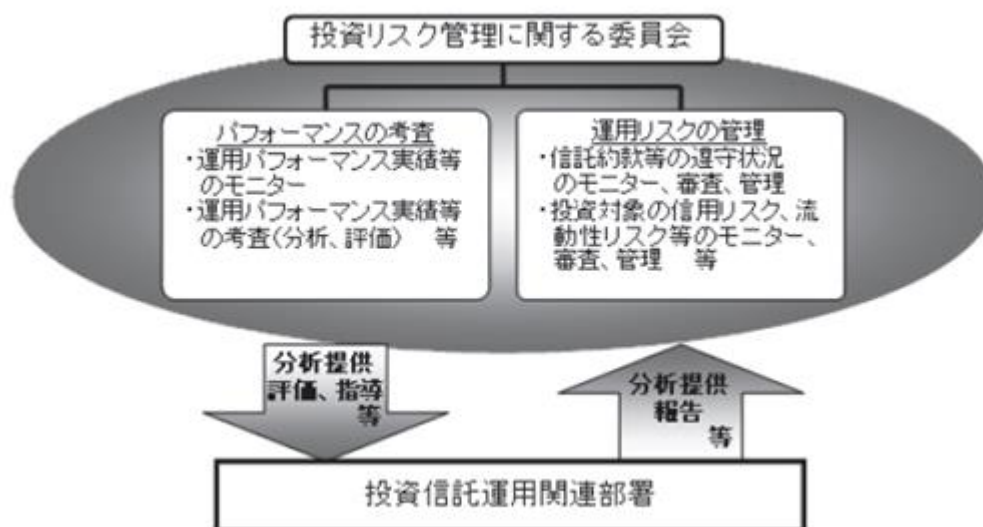
当マザーファンドの運用は、野村アセットマネジメント株式会社に委託しており、同社の運用体制等は、次の通りです。（2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。）



内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

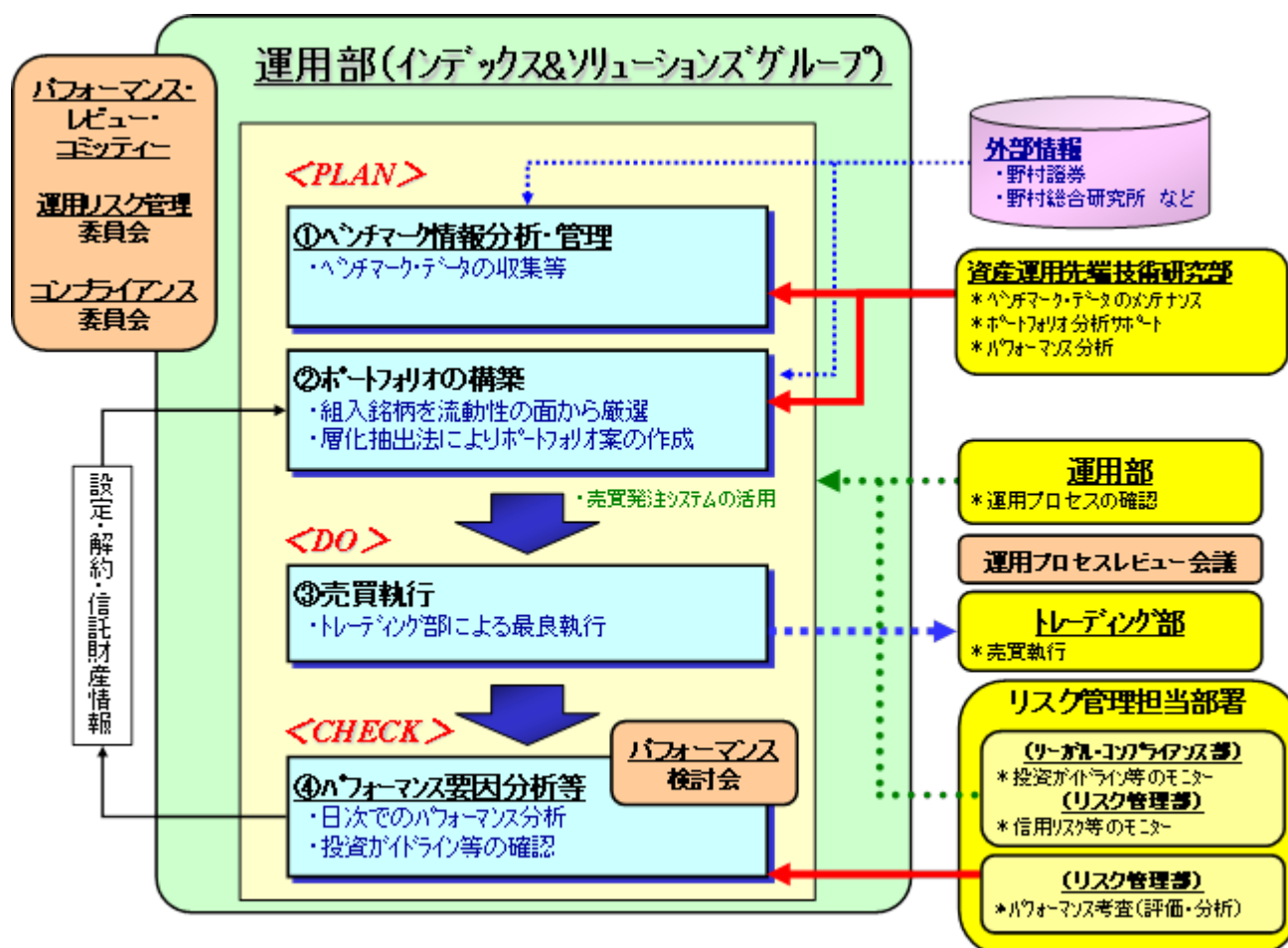


リスクマネジメント体制は、以下の通りです。



運用のプロセスは、以下の通りです。

ベンチマーク・データ、信託財産情報、追加設定・解約等の資金流出入データ等を入手した後、層化抽出法の考え方に基づいてポートフォリオを構築します。



（４）【配分方針】

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

① ファンドの投資信託約款に定める投資制限

当ファンドは、委託者による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

1. マザーファンドの受益証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限）

委託者は、マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

2. 株式への実質投資割合※（運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限）

委託者は、株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下同じ。）への実質投資割合については、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※ 「株式への実質投資割合」とは、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の割合です。

「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3. 信用取引の運用指図（投資信託約款第19条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けられることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

4. 先物取引等の運用指図（投資信託約款第20条）

イ. 委託者は、有価証券の実質組入比率を維持するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

5. スワップ取引の運用指図（投資信託約款第21条）

イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ、スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ニ、委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
6. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（投資信託約款第22条）
- イ、委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ、金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ、金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ニ、委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
7. 有価証券の貸付の指図（投資信託約款第23条）
- イ、委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ロ、委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
8. 公社債の空売りの指図範囲（投資信託約款第24条）
- イ、委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ、イ.の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ、信託財産の一部解約等の事由により、ロ.の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
9. 公社債の借入れの指図範囲（投資信託約款第25条）
- イ、委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ロ、イ.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ、信託財産の一部解約等の事由により、ロ.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ、イ.の借入れに係る品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
10. 外貨建資産への投資制限（投資信託約款第26条）
- イ、委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額に対して100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ、イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11. 外国為替予約の指図（投資信託約款第28条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

12. 資金の借入れ（投資信託約款第35条）

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額、且つ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を限度とします。

ハ. 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

13. 受託者による資金の立替え（投資信託約款第37条）

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. イ. ロ. の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② その他法令上の投資制限

1. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託者は、同一の法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託者に指図してはなりません。

2. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合においては、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行ってはなりません。

（ご参考）

「日立国内債券インデックスマザーファンド」の概要

(1) 投資方針

- ① 主としてわが国の公社債（以下「国内債券」といいます。）に分散投資を行い、NOMURA－BPI総合（ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）をベンチマークとして、ベンチマークの動きに連動する収益率の実現を目指すインデックス運用を行います。
- ② 国内債券の組入比率は、できるだけ高位を保ちます。
- ③ ベンチマーク採用銘柄の入替えおよびベンチマークの算出方法の変更ならびに資金動向、市況動向などによっては、前記の運用が困難となり、前記と異なる運用を行う場合があります、また、目的が達成されない場合があります。
- ④ 公社債の実質組入比率を維持するため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引ならびに外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑧ ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、組入国内債券の時価総額と有価証券先物取引等の買建玉の時価総額との合計額が、信託財産の純資産総額を一時的に超えることができます。
- ⑨ 運用にあたっては、投資一任契約に基づき、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。委託を受けた者が、法律に違反した場合、投資信託約款に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

野村アセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 運用の指図範囲

- i) 委託者（委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび14.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券のうち投資法人債券以外のものを以下「投資信託証券」といいます。
- ii) 委託者は、信託金を、i)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- iii) i)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前記ii)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- iv) デリバティブ取引等については、ヘッジ目的に限るものとし、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- v) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(3) 投資制限

① ファンドの投資信託約款に定める投資制限

当マザーファンドは、委託者（11.を除き委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）による当マザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

1. 株式への投資割合（マザーファンド投資信託約款第17条および運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

委託者は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

2. 信用取引の運用指図（マザーファンド投資信託約款第18条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

3. 先物取引等の運用指図（マザーファンド投資信託約款第19条）

イ. 委託者は、株式の実質組入比率を維持するためおよび信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4. スワップ取引の運用指図（マザーファンド投資信託約款第20条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ニ. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図（マザーファンド投資信託約款第21条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ニ. 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 有価証券の貸付の指図（マザーファンド投資信託約款第22条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ロ. 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7. 公社債の空売りの指図（マザーファンド投資信託約款第23条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ. イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

8. 公社債の借入れの指図（マザーファンド投資信託約款第24条）

- イ. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ロ. イ. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ. イ. の借入に係る品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

9. 外貨建資産への投資制限（マザーファンド投資信託約款第25条および運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

委託者は、取得時において信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

10. 外国為替予約の指図（マザーファンド投資信託約款第27条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

11. 受託者による資金の立替え（マザーファンド投資信託約款第36条）

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. イ. ロ. の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② その他法令上の投資制限

委託者は、当マザーファンドの運用にあたっては、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に定める投資制限に従います。（前記「2. 投資方針 (5) 投資制限 ② その他法令上の投資制限」の記載と同じです。）

3【投資リスク】

(1) 主なリスクおよび留意点

受益権の取得申込者は、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意点を認識し、慎重に投資の判断を行うことが求められます。

投資信託である当ファンドは、投資元本および利回りのいずれも保証するものではなく、また当ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。これらの運用によりファンドに生じた利益および損失（信託報酬等の費用控除後）は、全て当ファンドの受益者に帰属します。これを受けて、受益者は投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに投資するにあたっては、あくまでも保有財産の分散投資手段の一部であることにご留意下さい。

当ファンドは主として以下に挙げるリスクが想定されます。

① 有価証券に投資することによるリスク

有価証券には、次のリスクが単独でまたは同時にあるいは複合して存在するため、個々の有価証券の価格は、日常の企業活動、マクロ経済の状況、市場の需給、その他の予測出来ない要因により、日々刻々変化します。有価証券の価格変動により、当ファンドの基準価額は変動します。

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に個々の有価証券に投資を行うため、個々の有価証券の性質に応じて以下のリスクが単独であるいは複合して基準価額等に影響を及ぼすことが想定されます。

1. 株式の価格変動リスク

株式の価格変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、個々の株式が発行会社の日常の企業活動の影響を受け、株価が変動するリスクをいいます。株式の価格が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

2. 債券の価格変動リスク

債券の価格変動リスクは、金利変動リスクと信用リスクに大別されます。

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスクとは、債券の発行者（債務者）が元本償還金や利息の支払い（債務）を不履行あるいは遅延するリスクをいいます。この場合には、当該債券の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

3. 為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の円貨換算の価格が変動するリスクをいいます。外国為替相場が対円で下落した（円高になった）場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、外国通貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動に影響を与える要因となります。

当ファンドでは、為替変動リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの基準価額に影響します。

4. 政治・カントリーリスク

特定の国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて有価証券の価格が変動する可能性もあります。特に政治情勢によっては、当該国・地域の評価が変わったり市場の仕組みが変わることもあり、有価証券の価値が減少するか消滅したり、市場の閉鎖により売買が出来なくなったり、保管中の有価証券が凍結され売買機会を逸することもあります。

5. 決済リスク

世界の市場では有価証券の決済のために様々なシステムや機関が相互に関連しあっており、天災、人災またはシステムダウンなどにより、そのどれかに支障が生じた場合に連鎖的な被害を受けることがあります。

6. 流動性リスク

有価証券によってまたは市場によっては、流動性の低いものがあり、それらの有価証券は概して価格の変動率も大きく、期待する価格での取引ができなかったり、取引に時間が掛かることもあります。

② 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは解約資金を手当するために保有する有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その場合には、ファンドの信託財産の純資産総額、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が変動する可能性があります。

③ インデックス運用に係る留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてベンチマークの動きへの連動を目指します。つまり、ベンチマーク上昇時には同程度の上昇を、ベンチマーク下落時には同程度の下落を目指して運用を行います。したがって、ベンチマークを相対的に上回る投資成果を目指す運用を行うものではありません。

ベンチマーク採用銘柄の入替えおよびベンチマークの算出方法の変更ならびにファンドの資金動向、市況動向などによっては、ベンチマークの動きへの連動が困難となり、目的が達成されない場合があります。

④ 運用の再委託に係る留意点

委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を野村アセットマネジメント株式会社に委託しますので、コール・ローン取引を除き、マザーファンドの投資判断および投資の実行は運用再委託先が行います。

今後マザーファンドの投資信託約款の変更により運用再委託先が変更されることがあり、また、運用再委託先が、法律に違反した場合、投資信託約款または投資一任契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑤ ファミリーファンド方式に係る留意点

当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドは日立投資顧問株式会社を委託者とする他のベビーファンドによっても投資されます。したがって他のベビーファンドの資金流入出に伴い、投資しているマザーファンドの運用が影響を受け、また基準価額を変動させることがあります。

2020年6月末現在、当ファンドを含めてマザーファンドに投資しているベビーファンドとその口数は、次のとおりです。なお、マザーファンドに投資するベビーファンドが新たに設定されたり、マザーファンドに投資しているベビーファンドが償還等の理由で今後投資しなくなったりすることがあります。

マザーファンド名	ベビーファンド名	口数
日立国内債券 インデックスマザーファンド	日立バランスファンド（株式70）	3,298,306,237
	日立バランスファンド（株式50）	6,345,928,747
	日立バランスファンド（株式30）	3,697,614,606
	日立国内債券インデックスファンド	11,102,834,194
	日立国内債券特化型ファンドN （非課税適格機関投資家専用）	39,376,289,947
	合計	63,820,973,731

⑥ 販売会社を通じた取得申込みに係る留意点

委託者は、販売会社とは別法人であり、委託者はファンドの運用について、販売会社は販売（申込み金額の預り等を含みます。）についてそれぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。したがって、販売の申込み（申込み金額の預り等を含みます。）は全て販売会社を通じて行われますが、委託者および当ファンドは、販売会社により委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に申込み金額の払込みが現実になされるまでは、申込者の申込みについての責任は負いません。一部解約金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われますが、当ファンドは、それぞれの場合においてその金額を委託者の指定する口座を経由して販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。また、受益権の口数の増加の記載または記録は全て販売会社を通じて行われますので、委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うこと以外の責任を負いません。

⑦ 収益分配方針に係る留意点

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。したがって、運用による収益は、基準価額の変動として反映されるものの、受益者は直接分配金の取得はできません。

⑧ 法令・税制・会計等の変更可能性に係る留意点

当ファンドに適用される、あるいは関連する法令、税制、会計基準等は変更になる可能性があります。この場合、当ファンドの運用に影響を与え、または受益者に直接的な影響を与えることがあります。

⑨ その他のリスク

信託財産中の余裕資金は、コール・ローン取引等の短期金融商品で運用されており、運用先の債務不履行により損失が発生することがあります。

⑩ その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（ご参考）確定拠出年金の加入者等に対するリスクおよび留意点

確定拠出年金の加入者等は、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意点を認識し、慎重に運用指図の判断を行うことが求められます。特に、前記①から⑩に記載したリスク等は確定拠出年金の加入者等が実質的に負うことになります。

また、確定拠出年金の加入者等は当ファンドの受益者ではないため、受益者が有する権利（後記「第2 管理及び運営 4 受益者の権利等」参照）を直接保有しておりません。したがって、確定拠出年金の加入者等は、委託者に対して帳簿書類の閲覧・謄写の請求権ならびに信託契約の解約または投資信託約款の変更が行われる場合における異議申立権および反対者としての買取請求権を有しておらず、また、委託者は、確定拠出年金の加入者等へ運用報告書等の書面の交付を行わないことがあります。

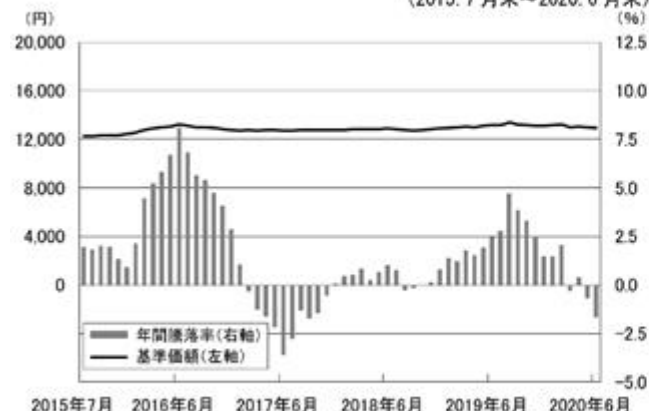
(2) リスク管理体制

- ① 諸法令、約款等の遵守状況等については、運用グループで確認することはもとより、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサーが定期的に監視することにより、リスク管理の実効性を高めると共に、顧客との利益相反に対処しています。
具体的には、以下の事項を重点に、日々あるいは月次で諸法令ならびに投資信託約款に違背する事項がないかを確認し、事跡に留めています。
 1. 資産配分比率の遵守状況
 2. 適正な取引価格の確認
 3. 投資制限銘柄の売買
 4. ファンド間売買の有無
 5. ブローカーへの発注状況
- ② ポートフォリオのパフォーマンスやベンチマークとの乖離等、運用業務に関わるリスク特性については、運用評価委員会にて分析、評価、検討しています。また、運用再委託先の評価も担当しています。
- ③ マザーファンド運用の再委託先において市場リスク等運用リスクのモニターを行っています。そのリスク管理が適正に行われているかをコンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサーが定期的に監視しています。

＜リスクの定量的比較＞

○ ファンドの年間騰落率及び基準価額の推移

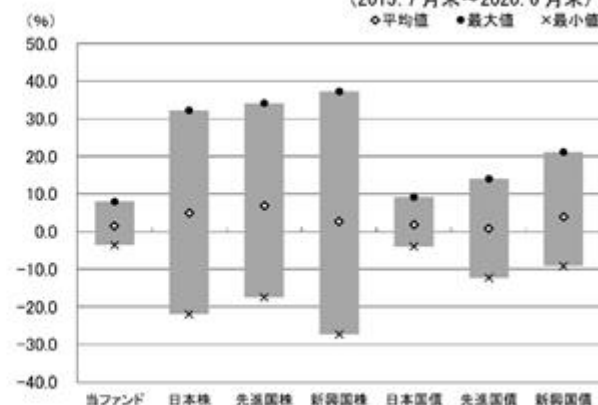
(2015.7月末～2020.6月末)



※年間騰落率は、2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

○ 代表的な資産クラスと騰落率の比較

(2015.7月末～2020.6月末)



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値%	1.5	5.0	6.8	2.8	1.8	0.8	3.9
最大値%	8.1	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	21.2
最小値%	△3.6	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△9.1

※2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象と限りません。

※上記の騰落率は直近月末から60ヶ月遡った算出結果であり、決算日に対応した数値とは異なります。

※各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注1) 海外の指数は、各指数を基に、日立投資顧問が計算したものです。また、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX)：株式会社東京証券取引所、MSCI コクサイ・インデックス及びMSCI エマージング・マーケット・インデックス：MSCI Inc.、NOMURA-BPI 国債：野村證券株式会社、FTSE 世界国債インデックス：FTSE Fixed Income LLC、JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド：J.P.Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

かかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

（３）【信託報酬等】

- ① 委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次表の率を乗じて得た金額とし、その配分も次表のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分（税抜）		役務の内容
	委託会社	年率0.06%	
年率0.121% （税抜0.11%）	販売会社	年率0.03%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1期計算期間を除きます。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産の中から支弁します。
- ③ 信託報酬の表示は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含めたものです。税法が改正された場合は、以上の内容が変更になることがあります。
- ④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託者は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産の中から支弁します。この他に、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引やオプション取引およびコール・ローン取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産の中から支弁します。
- これら売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料や税金は、国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ② 信託財産に関する租税、受託者の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産の中から支弁します。
- ③ 信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に係る監査報酬、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書等の印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等）ならびに当該費用に係る消費税等相当額は、委託者の負担とし、信託財産の中からは支弁しません。

上記①、②の費用は、運用の状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

（ご参考）マザーファンドにおける管理報酬等

- ① マザーファンドについては信託報酬を収受しません。
- ② 運用再委託先に支払う報酬は、委託者の負担とします。報酬額は、毎日、この投資信託が保有する運用再委託先が運用するマザーファンドの純資産総額に年0.0275%（税抜0.025%）の率を乗じて得た額とします。
- ③ 運用再委託先に支払う報酬は、毎年4月および10月ならびに信託契約終了のときに委託者が支弁します。
- ④ 運用再委託先に支払う報酬の表示は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含めたものです。税法が改正された場合は、以上の内容が変更になることがあります。
- ⑤ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引やオプション取引およびコール・ローン取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用は、信託財産の中から支弁します。
- ⑥ 信託財産に関する租税、受託者の立替えた立替金の利息および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産の中から支弁します。

上記⑤、⑥の費用は、運用の状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、非課税扱いの受益者については、以下の課税対象について、課税されません。

- ① 個別元本について
 1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 3. 2. にかかわらず、受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ② 一部解約時および償還時の課税について
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- ③ 個人、法人別の課税の取扱いについて
（注）所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の率で復興特別所得税が課されます。
 1. 個人の受益者に対する課税
個人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収が行われ、申告分離課税が適用されます。
 2. 法人の受益者に対する課税
法人の受益者が支払いを受ける一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、益金不算入制度の適用はありません。
- ④ 確定拠出年金による取得に係る課税の取扱いについて
確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

- ※ 税制に関する記載は、2020年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- ※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2020年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	15,672,760,748	99.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,869,869	0.08
合計(純資産総額)		15,685,630,617	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	日立国内債券 インデックスマザーファンド	11,102,834,194	1.4175	15,738,267,470	1.4116	15,672,760,748	99.91

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.91
合計	99.91

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考）

日立国内債券インデックスマザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	70,660,907,250	78.43
地方債証券	日本	6,104,002,400	6.77
特殊債券	日本	7,882,185,017	8.74
社債券	日本	4,703,341,000	5.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	740,489,082	0.82
合計(純資産総額)		90,090,924,749	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.上位銘柄明細（30銘柄）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第346回利付国債 (10年)	840,000,000	101.62	853,689,500	101.35	851,356,800	0.1	2027/3/20	0.94
2	日本	国債証券	第345回利付国債 (10年)	810,000,000	101.58	822,836,700	101.30	820,546,200	0.1	2026/12/20	0.91
3	日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	800,000,000	101.64	813,176,000	101.35	810,864,000	0.1	2028/3/20	0.90
4	日本	国債証券	第129回利付国債 (5年)	800,000,000	100.34	802,768,000	100.32	802,592,000	0.1	2021/9/20	0.89
5	日本	国債証券	第328回利付国債 (10年)	760,000,000	102.20	776,750,400	102.03	775,443,200	0.6	2023/3/20	0.86
6	日本	国債証券	第332回利付国債 (10年)	750,000,000	102.69	770,175,000	102.54	769,087,500	0.6	2023/12/20	0.85
7	日本	国債証券	第344回利付国債 (10年)	750,000,000	101.50	761,257,500	101.28	759,622,500	0.1	2026/9/20	0.84
8	日本	国債証券	第320回利付国債 (10年)	710,000,000	101.94	723,830,800	101.71	722,141,000	1	2021/12/20	0.80
9	日本	国債証券	第330回利付国債 (10年)	700,000,000	103.24	722,694,000	103.02	721,175,000	0.8	2023/9/20	0.80
10	日本	国債証券	第349回利付国債 (10年)	650,000,000	101.75	661,401,000	101.39	659,041,500	0.1	2027/12/20	0.73
11	日本	国債証券	第412回利付国債 (2年)	620,000,000	100.51	623,217,800	100.46	622,901,600	0.1	2022/5/1	0.69
12	日本	国債証券	第329回利付国債 (10年)	590,000,000	103.00	607,735,400	102.80	606,537,700	0.8	2023/6/20	0.67
13	日本	国債証券	第138回利付国債 (5年)	600,000,000	100.82	604,920,000	100.80	604,812,000	0.1	2023/12/20	0.67
14	日本	国債証券	第341回利付国債 (10年)	590,000,000	102.47	604,620,200	102.25	603,310,400	0.3	2025/12/20	0.66
15	日本	国債証券	第353回利付国債 (10年)	590,000,000	101.40	598,271,800	101.19	597,021,000	0.1	2028/12/20	0.66
16	日本	国債証券	第354回利付国債 (10年)	580,000,000	101.25	587,302,200	101.09	586,333,600	0.1	2029/3/20	0.65
17	日本	国債証券	第358回利付国債 (10年)	580,000,000	100.99	585,791,100	100.72	584,216,600	0.1	2030/3/20	0.64
18	日本	国債証券	第352回利付国債 (10年)	550,000,000	101.49	558,200,500	101.28	557,040,000	0.1	2028/9/20	0.61
19	日本	国債証券	第342回利付国債 (10年)	550,000,000	101.35	557,436,000	101.20	556,644,000	0.1	2026/3/20	0.61
20	日本	国債証券	第142回利付国債 (5年)	550,000,000	101.02	555,610,000	100.96	555,313,000	0.1	2024/12/20	0.61
21	日本	国債証券	第348回利付国債 (10年)	520,000,000	101.81	529,422,400	101.38	527,181,200	0.1	2027/9/20	0.58
22	日本	国債証券	第334回利付国債 (10年)	510,000,000	103.07	525,682,500	102.91	524,856,300	0.6	2024/6/20	0.58
23	日本	国債証券	第140回利付国債 (5年)	520,000,000	100.95	524,960,400	100.91	524,768,400	0.1	2024/6/20	0.58
24	日本	国債証券	第152回利付国債 (20年)	455,000,000	113.70	517,335,000	113.64	517,093,850	1.2	2035/3/20	0.57
25	日本	国債証券	第151回利付国債 (20年)	450,000,000	113.63	511,350,000	113.58	511,128,000	1.2	2034/12/20	0.56

26	日本	国債証券	第 3 5 5 回利付国債 （ 1 0 年）	500,000,000	101.15	505,777,000	100.98	504,935,000	0.1	2029/6/20	0.56
27	日本	国債証券	第 1 3 9 回利付国債 （ 5 年）	500,000,000	100.91	504,586,000	100.85	504,295,000	0.1	2024/3/20	0.55
28	日本	国債証券	第 1 5 0 回利付国債 （ 2 0 年）	430,000,000	116.22	499,758,900	116.35	500,313,600	1.4	2034/9/20	0.55
29	日本	国債証券	第 3 7 回利付国債 （ 3 0 年）	380,000,000	133.54	507,459,600	130.47	495,816,400	1.9	2042/9/20	0.55
30	日本	国債証券	第 1 3 4 回利付国債 （ 5 年）	490,000,000	100.68	493,341,800	100.60	492,974,300	0.1	2022/12/20	0.54

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	78.43
地方債証券	6.77
特殊債券	8.74
社債券	5.22
合計	99.17

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年6月末日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
10期 (2011年 5月16日)	9,464,438,886	9,464,438,886	1.1248	1.1248
11期 (2012年 5月15日)	11,153,832,023	11,153,832,023	1.1548	1.1548
12期 (2013年 5月15日)	10,658,825,007	10,658,825,007	1.1635	1.1635
13期 (2014年 5月15日)	12,048,129,523	12,048,129,523	1.1942	1.1942
14期 (2015年 5月15日)	12,909,934,218	12,909,934,218	1.2226	1.2226
15期 (2016年 5月16日)	14,637,854,695	14,637,854,695	1.3012	1.3012
16期 (2017年 5月15日)	14,552,015,452	14,552,015,452	1.2741	1.2741
17期 (2018年 5月15日)	14,872,397,201	14,872,397,201	1.2812	1.2812
18期 (2019年 5月15日)	15,651,089,491	15,651,089,491	1.3022	1.3022
19期 (2020年 5月15日)	15,792,176,896	15,792,176,896	1.3009	1.3009
2019年 6月末日	16,021,109,925	—	1.3165	—
7月末日	16,105,183,566	—	1.3179	—
8月末日	16,389,947,252	—	1.3353	—
9月末日	16,339,939,029	—	1.3211	—
10月末日	16,292,762,220	—	1.3159	—
11月末日	16,195,861,081	—	1.3113	—
12月末日	16,175,734,680	—	1.3073	—
2020年 1月末日	16,206,876,824	—	1.3126	—
2月末日	16,283,090,967	—	1.3227	—
3月末日	16,025,244,950	—	1.3012	—
4月末日	15,941,157,336	—	1.3056	—
5月末日	15,664,899,997	—	1.2998	—
6月末日	15,685,630,617	—	1.2947	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
10期	—
11期	—
12期	—
13期	—
14期	—
15期	—
16期	—
17期	—
18期	—
19期	—

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
10期	1.64
11期	2.67
12期	0.75
13期	2.64
14期	2.38
15期	6.43
16期	△2.08
17期	0.56
18期	1.64
19期	△0.10

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
10期	2,206,229,085	1,280,752,079	8,414,355,180
11期	2,511,223,981	1,266,929,188	9,658,649,973
12期	2,885,334,174	3,383,044,080	9,160,940,067
13期	3,497,086,373	2,568,814,361	10,089,212,079
14期	3,157,122,869	2,687,279,409	10,559,055,539
15期	3,367,552,080	2,676,714,393	11,249,893,226
16期	2,884,593,479	2,713,347,261	11,421,139,444
17期	2,964,976,293	2,777,589,251	11,608,526,486
18期	3,058,842,286	2,648,519,970	12,018,848,802
19期	3,454,211,054	3,333,723,455	12,139,336,401

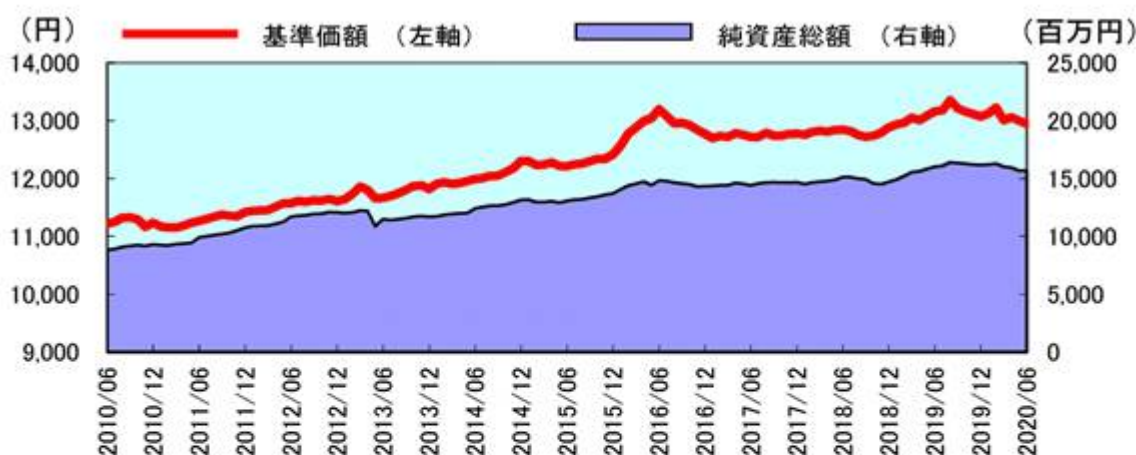
（注１）設定口数には、当初自己設定の口数を含みます。

（注２）本邦外における受益証券の発行はありません。

<参考情報>

運用実績（2020年6月末現在）

◆ 基準価額・純資産の推移（2010年6月末～2020年6月末）



◆ 分配の推移

期中には分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保します。

そのため、これまでに分配金を支払ったことはありません。

◆ 主要な資産の状況（組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対するものです。）

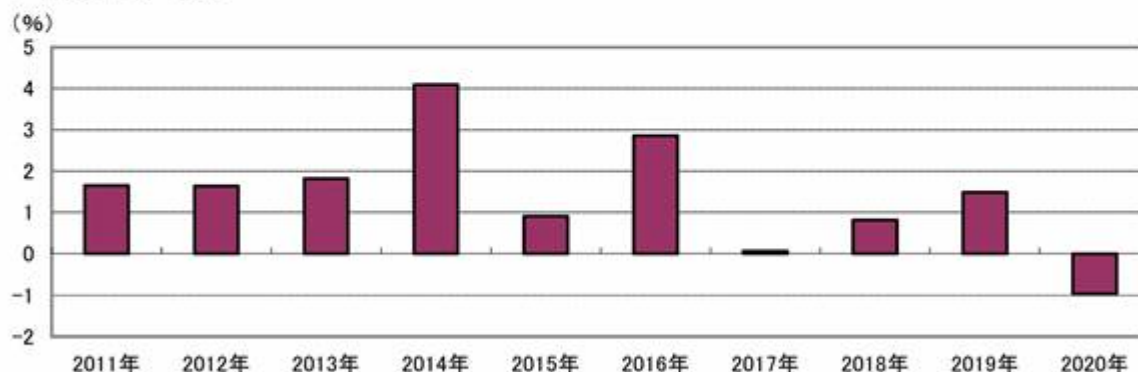
○組入上位10銘柄

銘柄名	償還期限	組入比率
第346回利付国債(10年)	2027/3/20	0.9%
第345回利付国債(10年)	2026/12/20	0.9%
第350回利付国債(10年)	2028/3/20	0.9%
第129回利付国債(5年)	2021/9/20	0.9%
第328回利付国債(10年)	2023/3/20	0.9%
第332回利付国債(10年)	2023/12/20	0.9%
第344回利付国債(10年)	2026/9/20	0.8%
第320回利付国債(10年)	2021/12/20	0.8%
第330回利付国債(10年)	2023/9/20	0.8%
第349回利付国債(10年)	2027/12/20	0.7%
合計		8.5%

○債券種別構成比

債券種別	組入比率
国債証券	78.4%
特殊債券	8.7%
地方債証券	6.8%
社債券	5.2%
合計	99.1%

◆ 年間収益率の推移



※2020年は、1月から6月末までの騰落率を表示しています。

ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 継続募集期間中の毎営業日に、受益権の募集が行われます。申込みの受付は午後2時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。
 - (2) 継続募集期間における取得の申込みは、確定拠出年金による取得申込みのみを対象としています。
 - (3) 受益権の販売価額は、継続募集期間においては取得申込日の基準価額とします。申込みには申込手数料を要しません。受益権の申込単位は1円の整数倍です。なお、継続募集期間における基準価額は、毎営業日に計算されます。
 - (4) 委託者は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、わが国および外国の証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある場合は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することができます。
- ※ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます（買取請求による換金はありません。）。解約請求は、原則として毎営業日請求を受付けます。一部解約の受付は午後2時までとし、これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の請求は翌営業日の取扱いとします。
- (2) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。解約代金の支払いは原則として解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から販売会社において支払われます。解約にかかる手数料はありません。
- (3) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (4) 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱うこととします。

※ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額は、原則として毎営業日に委託者が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいい、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。

なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

- ② 基準価額は、販売会社または委託者にお問い合わせ下さい。

＜お問い合わせ先（委託者）＞

日立投資顧問株式会社 電話（03－4554－5100（代表））

（受付時間は、営業日の午前9時から午後5時までです。）

（ご参考）確定拠出年金の加入者等による基準価額の入手方法

確定拠出年金の加入者等は、運営管理機関を通じて基準価額を知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（2001年12月5日）から無期限とします。ただし、信託契約の解約、委託者の登録取消等（他の投資信託委託会社に引き継ぐことが出来ない場合）および受託者の辞任等（新受託者を選任出来ない場合）の場合は信託を終了することがあります。

（４）【計算期間】

当ファンドの信託の計算期間は、原則として毎年5月16日から翌年5月15日までとします。この原則にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

1. 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託者は、1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 3. の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

③ 委託者の登録取消等に伴う取扱い

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は当該投資信託約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

④ 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、後記「⑤ 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 投資信託約款の変更

1. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託者は、1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に

係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 4. 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、1. の投資信託約款の変更をしません。
 5. 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、1. から5. までの規定にしたがいます。
- ⑥ 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑦ 公告
- 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告によります。
- ⑧ 運用報告書
- 委託者は、決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。
- ⑨ その他の契約の変更
- 委託者と販売会社との間の募集・販売に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。また、同契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、受益者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。解約代金の支払いは原則として解約の実行の請求を受付けた日から起算して4営業日目から販売会社において支払われます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

(2) 償還金請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託者に請求する権利を有します。償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において受益者への支払いが開始されます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託者に帰属します。

(3) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託者に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託者に対して異議を申し立てることができ、異議を申し立てた受益者は、法令に基づき、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（ご参考）確定拠出年金の加入者等の権利

確定拠出年金の加入者等は、当ファンドの受益者ではないため、前記の権利を直接有していません。ただし、加入者等は、運営管理機関に対して行う配分の指図（一部解約の指図）を通じて解約でき、また、ファンドの償還金は資産管理機関または連合会に支払われます。なお、これらは各事業主または連合会により定められた確定拠出年金に係る規約等にしがたって行われるため、一部解約代金または償還金の支払い時期などは前記と異なる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」といいます。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」といいます。）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2019年5月16日から2020年5月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【日立国内債券インデックスファンド】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 2019年 5月15日現在	第19期 2020年 5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	55,998,699	62,697,465
親投資信託受益証券	15,634,200,693	15,774,896,346
未収入金	8,700,000	77,400,000
流動資産合計	15,698,899,392	15,914,993,811
資産合計	15,698,899,392	15,914,993,811
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,920,139	113,106,404
未払受託者報酬	1,616,302	1,765,526
未払委託者報酬	7,273,307	7,944,805
未払利息	153	180
流動負債合計	47,809,901	122,816,915
負債合計	47,809,901	122,816,915
純資産の部		
元本等		
元本	12,018,848,802	12,139,336,401
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,632,240,689	3,652,840,495
元本等合計	15,651,089,491	15,792,176,896
純資産合計	15,651,089,491	15,792,176,896
負債純資産合計	15,698,899,392	15,914,993,811

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 自 2018年 5月16日 至 2019年 5月15日	第19期 自 2019年 5月16日 至 2020年 5月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	255,857,214	△3,304,347
営業収益合計	255,857,214	△3,304,347
営業費用		
支払利息	30,247	38,590
受託者報酬	3,242,520	3,529,008
委託者報酬	14,591,234	15,880,376
その他費用	886	228
営業費用合計	17,864,887	19,448,202
営業利益又は営業損失（△）	237,992,327	△22,752,549
経常利益又は経常損失（△）	237,992,327	△22,752,549
当期純利益又は当期純損失（△）	237,992,327	△22,752,549
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,766,760	22,639,096
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,263,870,715	3,632,240,689
剰余金増加額又は欠損金減少額	881,271,703	1,079,248,656
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	881,271,703	1,079,248,656
剰余金減少額又は欠損金増加額	745,127,296	1,013,257,205
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	745,127,296	1,013,257,205
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,632,240,689	3,652,840,495

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第18期 2019年 5月15日現在	第19期 2020年 5月15日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	12,018,848,802口	12,139,336,401口
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3022円 (13,022円)	1.3009円 (13,009円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第18期計算期間 自 2018年 5月16日 至 2019年 5月15日	第19期計算期間 自 2019年 5月16日 至 2020年 5月15日
1.運用の指図に関する権限 を委託するために要する 費用	「日立国内債券インデックスマザーファン ド」の信託財産の運用の指図に関する権限を 委託するために要する費用として、信託財産 に属する同親投資信託の信託財産の純資産総 額に年10,000分の2.5の率を乗じて得た額を 委託者報酬の中から支弁しております。	同左
2.分配金の計算過程	投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時 まで投資信託財産内に留保し、期中には分配 を行わないため、分配金の計算過程の記載を 行っておりません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第19期計算期間 自 2019年 5月16日 至 2020年 5月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	リスク管理/コンプライアンス部門が日々投資信託協会の諸規則、信託約款等の遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクのモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制としております。 また、マザーファンド運用の再委託先において市場リスク等運用リスクのモニターを行っており、そのリスク管理が適正に行われているかを定期的に確認しております。 なお、運用リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を定期的に行っております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価に関する事項

項目	第19期 2020年 5月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	①親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第18期 2019年 5月15日現在	第19期 2020年 5月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	286,683,981	1,112,317
合計	286,683,981	1,112,317

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第18期計算期間 自 2018年 5月16日 至 2019年 5月15日	第19期計算期間 自 2019年 5月16日 至 2020年 5月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	11,608,526,486円	12,018,848,802円
期中追加設定元本額	3,058,842,286円	3,454,211,054円
期中一部解約元本額	2,648,519,970円	3,333,723,455円

（４）【附属明細表】

（2020年 5月15日現在）

第１ 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	日立国内債券 インデックスマザーファンド	11,123,181,742	15,774,896,346	
	小計	銘柄数：1	11,123,181,742	15,774,896,346	
		組入時価比率：99.9%		100.0%	
合計				15,774,896,346	

（注1）組入時価比率（列項目：銘柄）は、組入時価の純資産に対する比率であります。

（注2）組入時価比率（列項目：評価額）は、各評価額小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは「日立国内債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は、次のとおりです。

日立国内債券インデックスマザーファンド

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2019年 5月15日現在	2020年 5月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	546,936,195	207,517,213
国債証券	76,895,350,200	71,055,606,950
地方債証券	6,790,262,580	6,213,097,430
特殊債券	8,319,170,933	8,108,857,285
社債券	4,831,457,000	5,202,222,000
未収入金	29,772,700	93,000
未収利息	235,140,902	203,572,794
前払費用	4,386,290	2,657,712
流動資産合計	97,652,476,800	90,993,624,384
資産合計	97,652,476,800	90,993,624,384
負債の部		
流動負債		
未払解約金	241,600,000	77,400,000
未払利息	1,498	596
流動負債合計	241,601,498	77,400,596
負債合計	241,601,498	77,400,596
純資産の部		
元本等		
元本	68,702,614,855	64,108,529,684
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	28,708,260,447	26,807,694,104
元本等合計	97,410,875,302	90,916,223,788
純資産合計	97,410,875,302	90,916,223,788
負債純資産合計	97,652,476,800	90,993,624,384

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の店頭基準気配値段等で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取利息 約定日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	2019年 5月15日現在	2020年 5月15日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	68,702,614,855口	64,108,529,684口
1口当たり純資産額	1.4179円	1.4182円
(1万口当たり純資産額)	(14,179円)	(14,182円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年 5月16日 至 2020年 5月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	リスク管理/コンプライアンス部門が日々投資信託協会の諸規則、信託約款等の遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクのモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制としております。 また、マザーファンド運用の再委託先において市場リスク等運用リスクのモニターを行っており、そのリスク管理が適正に行われているかを定期的に確認しております。 なお、運用リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を定期的に行っております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価に関する事項

項目	2020年 5月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	①有価証券等 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	2019年 5月15日現在	2020年 5月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△143,379,350	△128,703,650
地方債証券	△4,421,650	5,190,520
特殊債券	△7,572,600	4,053,334
社債券	△7,430,000	5,599,000
合計	△162,803,600	△113,860,796

(注)当計算期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間としております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	自 2018年 5月16日 至 2019年 5月15日	自 2019年 5月16日 至 2020年 5月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	66,546,652,262円	68,702,614,855円
期中追加設定元本額	7,744,124,126円	8,109,830,449円
期中一部解約元本額	5,588,161,533円	12,703,915,620円
期末元本額	68,702,614,855円	64,108,529,684円
元本の内訳＊		
日立バランスファンド（株式70）	3,226,570,777円	3,049,108,966円
日立バランスファンド（株式50）	6,312,290,178円	6,029,966,540円
日立バランスファンド（株式30）	3,657,453,377円	3,586,897,458円
日立国内債券特化型ファンドN（非課税適格機関投資家専用）	44,479,993,524円	40,319,374,978円
日立国内債券インデックスファンド	11,026,306,999円	11,123,181,742円

（注）＊は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

(2020年 5月15日現在)

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第402回利付国債（2年）	800,000,000	802,512,000	
		第404回利付国債（2年）	200,000,000	200,724,000	
		第128回利付国債（5年）	560,000,000	561,708,000	
		第129回利付国債（5年）	800,000,000	802,960,000	
		第130回利付国債（5年）	300,000,000	301,314,000	
		第131回利付国債（5年）	420,000,000	422,129,400	
		第132回利付国債（5年）	350,000,000	352,016,000	
		第133回利付国債（5年）	350,000,000	352,261,000	
		第134回利付国債（5年）	490,000,000	493,503,500	
		第135回利付国債（5年）	420,000,000	423,234,000	
		第136回利付国債（5年）	140,000,000	141,152,200	
		第137回利付国債（5年）	100,000,000	100,873,000	
		第138回利付国債（5年）	600,000,000	605,526,000	
		第139回利付国債（5年）	300,000,000	302,895,000	
		第140回利付国債（5年）	520,000,000	525,241,600	
		第141回利付国債（5年）	550,000,000	555,764,000	
		第142回利付国債（5年）	550,000,000	555,841,000	
		第1回利付国債（40年）	180,000,000	270,855,000	
		第2回利付国債（40年）	160,000,000	234,768,000	
		第3回利付国債（40年）	130,000,000	192,632,700	
		第4回利付国債（40年）	180,000,000	268,943,400	
		第5回利付国債（40年）	190,000,000	275,463,900	
		第6回利付国債（40年）	180,000,000	257,621,400	
		第7回利付国債（40年）	150,000,000	206,884,500	
		第8回利付国債（40年）	200,000,000	258,388,000	
		第9回利付国債（40年）	340,000,000	330,167,200	
		第10回利付国債（40年）	300,000,000	341,043,000	
		第11回利付国債（40年）	200,000,000	220,846,000	
		第12回利付国債（40年）	100,000,000	100,162,000	

第315回利付国債（10年）	700,000,000	710,514,000	
第317回利付国債（10年）	630,000,000	640,804,500	
第318回利付国債（10年）	400,000,000	406,324,000	
第319回利付国債（10年）	300,000,000	306,129,000	
第320回利付国債（10年）	710,000,000	723,369,300	
第321回利付国債（10年）	400,000,000	408,668,000	
第322回利付国債（10年）	200,000,000	203,964,000	
第323回利付国債（10年）	200,000,000	204,532,000	
第324回利付国債（10年）	360,000,000	367,401,600	
第325回利付国債（10年）	400,000,000	409,172,000	
第326回利付国債（10年）	300,000,000	306,792,000	
第327回利付国債（10年）	350,000,000	358,837,500	
第328回利付国債（10年）	760,000,000	776,689,600	
第329回利付国債（10年）	590,000,000	607,587,900	
第330回利付国債（10年）	700,000,000	722,582,000	
第331回利付国債（10年）	300,000,000	307,659,000	
第332回利付国債（10年）	750,000,000	770,445,000	
第333回利付国債（10年）	420,000,000	432,159,000	
第334回利付国債（10年）	510,000,000	525,631,500	
第335回利付国債（10年）	200,000,000	205,592,000	
第336回利付国債（10年）	100,000,000	102,910,000	
第337回利付国債（10年）	100,000,000	101,962,000	
第338回利付国債（10年）	360,000,000	369,198,000	
第339回利付国債（10年）	400,000,000	410,756,000	
第340回利付国債（10年）	420,000,000	431,856,600	
第341回利付国債（10年）	590,000,000	604,118,700	
第342回利付国債（10年）	550,000,000	557,276,500	
第343回利付国債（10年）	420,000,000	425,796,000	
第344回利付国債（10年）	750,000,000	760,785,000	
第345回利付国債（10年）	720,000,000	730,764,000	
第346回利付国債（10年）	710,000,000	720,763,600	
第347回利付国債（10年）	380,000,000	385,977,400	
第348回利付国債（10年）	520,000,000	528,278,400	
第349回利付国債（10年）	650,000,000	660,445,500	

第350回利付国債（10年）	800,000,000	812,640,000	
第351回利付国債（10年）	440,000,000	446,811,200	
第352回利付国債（10年）	550,000,000	558,310,500	
第353回利付国債（10年）	590,000,000	598,407,500	
第354回利付国債（10年）	580,000,000	587,980,800	
第355回利付国債（10年）	500,000,000	506,385,000	
第356回利付国債（10年）	420,000,000	425,111,400	
第357回利付国債（10年）	380,000,000	384,195,200	
第358回利付国債（10年）	80,000,000	80,826,400	
第1回利付国債（30年）	40,000,000	50,558,000	
第5回利付国債（30年）	5,000,000	6,179,950	
第6回利付国債（30年）	70,000,000	88,672,500	
第8回利付国債（30年）	45,000,000	54,388,350	
第11回利付国債（30年）	135,000,000	162,175,500	
第12回利付国債（30年）	90,000,000	113,103,900	
第13回利付国債（30年）	70,000,000	87,249,400	
第14回利付国債（30年）	120,000,000	156,391,200	
第18回利付国債（30年）	100,000,000	130,450,000	
第19回利付国債（30年）	110,000,000	143,942,700	
第20回利付国債（30年）	100,000,000	134,237,000	
第21回利付国債（30年）	100,000,000	131,553,000	
第23回利付国債（30年）	180,000,000	243,775,800	
第25回利付国債（30年）	260,000,000	345,462,000	
第26回利付国債（30年）	180,000,000	242,726,400	
第27回利付国債（30年）	320,000,000	438,947,200	
第28回利付国債（30年）	300,000,000	413,853,000	
第29回利付国債（30年）	290,000,000	397,259,400	
第30回利付国債（30年）	280,000,000	380,528,400	
第31回利付国債（30年）	220,000,000	296,687,600	
第32回利付国債（30年）	230,000,000	316,128,100	
第33回利付国債（30年）	240,000,000	317,613,600	
第34回利付国債（30年）	300,000,000	410,580,000	
第35回利付国債（30年）	320,000,000	426,972,800	
第36回利付国債（30年）	330,000,000	442,259,400	

第37回利付国債（30年）	380,000,000	503,093,400	
第38回利付国債（30年）	250,000,000	326,660,000	
第39回利付国債（30年）	180,000,000	239,603,400	
第40回利付国債（30年）	150,000,000	196,722,000	
第41回利付国債（30年）	120,000,000	154,965,600	
第42回利付国債（30年）	200,000,000	258,552,000	
第43回利付国債（30年）	280,000,000	362,770,800	
第44回利付国債（30年）	130,000,000	168,610,000	
第45回利付国債（30年）	250,000,000	312,970,000	
第46回利付国債（30年）	320,000,000	400,886,400	
第47回利付国債（30年）	100,000,000	127,799,000	
第48回利付国債（30年）	200,000,000	246,302,000	
第49回利付国債（30年）	220,000,000	271,073,000	
第50回利付国債（30年）	300,000,000	326,190,000	
第51回利付国債（30年）	240,000,000	231,592,800	
第52回利付国債（30年）	260,000,000	263,369,600	
第53回利付国債（30年）	300,000,000	311,427,000	
第54回利付国債（30年）	320,000,000	348,067,200	
第55回利付国債（30年）	150,000,000	163,069,500	
第56回利付国債（30年）	300,000,000	326,358,000	
第57回利付国債（30年）	260,000,000	282,679,800	
第58回利付国債（30年）	300,000,000	326,379,000	
第59回利付国債（30年）	250,000,000	265,585,000	
第60回利付国債（30年）	160,000,000	178,321,600	
第61回利付国債（30年）	210,000,000	223,015,800	
第62回利付国債（30年）	210,000,000	211,866,900	
第63回利付国債（30年）	260,000,000	255,015,800	
第64回利付国債（30年）	230,000,000	225,556,400	
第65回利付国債（30年）	240,000,000	235,329,600	
第66回利付国債（30年）	100,000,000	98,039,000	
第51回利付国債（20年）	30,000,000	30,717,900	
第52回利付国債（20年）	65,000,000	66,998,100	
第53回利付国債（20年）	60,000,000	62,178,600	
第54回利付国債（20年）	110,000,000	114,170,100	

第55回利付国債（20年）	100,000,000	104,017,000	
第56回利付国債（20年）	230,000,000	240,520,200	
第57回利付国債（20年）	130,000,000	135,673,200	
第59回利付国債（20年）	100,000,000	104,881,000	
第60回利付国債（20年）	100,000,000	104,100,000	
第61回利付国債（20年）	140,000,000	144,670,400	
第62回利付国債（20年）	230,000,000	236,856,300	
第64回利付国債（20年）	160,000,000	171,046,400	
第65回利付国債（20年）	230,000,000	247,026,900	
第66回利付国債（20年）	80,000,000	85,632,800	
第68回利付国債（20年）	175,000,000	190,839,250	
第69回利付国債（20年）	120,000,000	130,398,000	
第70回利付国債（20年）	150,000,000	165,673,500	
第71回利付国債（20年）	100,000,000	109,626,000	
第72回利付国債（20年）	290,000,000	318,309,800	
第75回利付国債（20年）	110,000,000	121,883,300	
第76回利付国債（20年）	240,000,000	263,592,000	
第78回利付国債（20年）	190,000,000	209,655,500	
第79回利付国債（20年）	100,000,000	110,857,000	
第80回利付国債（20年）	180,000,000	200,466,000	
第81回利付国債（20年）	180,000,000	200,518,200	
第82回利付国債（20年）	260,000,000	291,033,600	
第83回利付国債（20年）	200,000,000	224,994,000	
第84回利付国債（20年）	340,000,000	380,575,600	
第85回利付国債（20年）	200,000,000	226,104,000	
第86回利付国債（20年）	250,000,000	285,570,000	
第88回利付国債（20年）	250,000,000	287,117,500	
第89回利付国債（20年）	200,000,000	228,466,000	
第90回利付国債（20年）	270,000,000	310,032,900	
第91回利付国債（20年）	60,000,000	69,279,600	
第92回利付国債（20年）	140,000,000	160,650,000	
第93回利付国債（20年）	200,000,000	229,154,000	
第94回利付国債（20年）	200,000,000	230,534,000	
第96回利付国債（20年）	90,000,000	104,250,600	

第 9 7 回利付国債（20年）	140,000,000	163,938,600	
第 9 8 回利付国債（20年）	180,000,000	209,444,400	
第 9 9 回利付国債（20年）	300,000,000	350,622,000	
第 1 0 0 回利付国債（20年）	200,000,000	236,246,000	
第 1 0 2 回利付国債（20年）	180,000,000	216,437,400	
第 1 0 3 回利付国債（20年）	150,000,000	179,143,500	
第 1 0 5 回利付国債（20年）	190,000,000	224,692,100	
第 1 0 6 回利付国債（20年）	160,000,000	190,556,800	
第 1 0 7 回利付国債（20年）	170,000,000	201,711,800	
第 1 0 8 回利付国債（20年）	200,000,000	233,854,000	
第 1 0 9 回利付国債（20年）	220,000,000	258,084,200	
第 1 1 2 回利付国債（20年）	220,000,000	262,831,800	
第 1 1 3 回利付国債（20年）	210,000,000	251,905,500	
第 1 1 5 回利付国債（20年）	120,000,000	145,531,200	
第 1 1 6 回利付国債（20年）	100,000,000	121,704,000	
第 1 1 7 回利付国債（20年）	220,000,000	265,581,800	
第 1 1 8 回利付国債（20年）	140,000,000	168,082,600	
第 1 1 9 回利付国債（20年）	100,000,000	118,043,000	
第 1 2 0 回利付国債（20年）	100,000,000	116,027,000	
第 1 2 1 回利付国債（20年）	280,000,000	334,328,400	
第 1 2 2 回利付国債（20年）	60,000,000	71,022,600	
第 1 2 3 回利付国債（20年）	300,000,000	365,565,000	
第 1 2 4 回利付国債（20年）	230,000,000	277,837,700	
第 1 2 5 回利付国債（20年）	250,000,000	308,272,500	
第 1 2 6 回利付国債（20年）	250,000,000	302,877,500	
第 1 2 7 回利付国債（20年）	250,000,000	300,180,000	
第 1 2 8 回利付国債（20年）	200,000,000	240,808,000	
第 1 2 9 回利付国債（20年）	100,000,000	119,301,000	
第 1 3 0 回利付国債（20年）	300,000,000	358,806,000	
第 1 3 1 回利付国債（20年）	150,000,000	177,712,500	
第 1 3 2 回利付国債（20年）	200,000,000	237,484,000	
第 1 3 3 回利付国債（20年）	200,000,000	239,784,000	
第 1 3 4 回利付国債（20年）	300,000,000	360,510,000	
第 1 3 5 回利付国債（20年）	230,000,000	273,695,400	

第136回利付国債（20年）	210,000,000	247,432,500	
第138回利付国債（20年）	100,000,000	116,794,000	
第139回利付国債（20年）	90,000,000	106,190,100	
第140回利付国債（20年）	290,000,000	346,358,600	
第141回利付国債（20年）	380,000,000	454,757,400	
第142回利付国債（20年）	120,000,000	145,096,800	
第143回利付国債（20年）	230,000,000	272,865,100	
第144回利付国債（20年）	250,000,000	293,432,500	
第145回利付国債（20年）	350,000,000	420,455,000	
第146回利付国債（20年）	380,000,000	457,341,400	
第147回利付国債（20年）	390,000,000	465,012,600	
第148回利付国債（20年）	240,000,000	283,346,400	
第149回利付国債（20年）	380,000,000	449,543,800	
第150回利付国債（20年）	430,000,000	503,345,100	
第151回利付国債（20年）	410,000,000	468,794,000	
第152回利付国債（20年）	500,000,000	572,050,000	
第153回利付国債（20年）	300,000,000	348,084,000	
第154回利付国債（20年）	300,000,000	343,887,000	
第155回利付国債（20年）	380,000,000	424,361,200	
第156回利付国債（20年）	350,000,000	358,270,500	
第157回利付国債（20年）	210,000,000	208,212,900	
第158回利付国債（20年）	320,000,000	332,038,400	
第159回利付国債（20年）	170,000,000	179,050,800	
第160回利付国債（20年）	310,000,000	331,467,500	
第161回利付国債（20年）	230,000,000	242,003,700	
第162回利付国債（20年）	320,000,000	336,377,600	
第163回利付国債（20年）	280,000,000	294,280,000	
第164回利付国債（20年）	350,000,000	361,543,000	
第165回利付国債（20年）	340,000,000	350,764,400	
第166回利付国債（20年）	310,000,000	330,695,600	
第167回利付国債（20年）	320,000,000	329,817,600	
第168回利付国債（20年）	220,000,000	222,730,200	
第169回利付国債（20年）	280,000,000	278,238,800	
第170回利付国債（20年）	250,000,000	248,185,000	

	小計	第171回利付国債（20年）	210,000,000	208,265,400	
		第172回利付国債（20年）	30,000,000	30,306,300	
		第25回メキシコ合衆国国貨債券（2018）	100,000,000	96,115,000	
		銘柄数：236 組入時価比率：78.2%	64,445,000,000	71,055,606,950 78.4%	
地方債証券	日本円	第10回東京都公募公債（東京再生都債）	100,000,000	135,201,000	
		第734回東京都公募公債	100,000,000	102,132,000	
		第740回東京都公募公債	100,000,000	101,986,000	
		平成27年度第9回北海道公募公債	100,000,000	102,151,000	
		第3回神奈川県公募公債	100,000,000	110,420,000	
		第201回神奈川県公募公債	100,000,000	102,257,000	
		第209回神奈川県公募公債	100,000,000	102,255,000	
		第6回大阪府公募公債（20年）	100,000,000	118,201,000	
		第389回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	102,180,000	
		第3回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	108,821,000	
		第9回兵庫県公募公債（20年）	100,000,000	119,869,000	
		平成26年度第17回兵庫県公募公債	100,000,000	102,005,000	
		第5回静岡県公募公債（15年）	100,000,000	108,244,000	
		平成26年度第9回静岡県公募公債	100,000,000	102,324,000	
		平成27年度第8回静岡県公募公債	100,000,000	102,217,000	
		平成26年度第4回愛知県公募公債（20年）	100,000,000	116,602,000	
		平成29年度第4回広島県公募公債	100,000,000	100,934,000	
		第10回埼玉県公募公債（20年）	100,000,000	118,195,000	
		平成26年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	102,285,000	
		平成26年度第7回埼玉県公募公債	100,000,000	102,052,000	
		平成20年度第2回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	116,527,000	
		平成26年度第1回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	116,636,000	
		平成24年度第9回千葉県公募公債	100,000,000	102,195,000	
		平成25年度第1回千葉県公募公債	100,000,000	101,618,000	
		平成25年度第3回千葉県公募公債	100,000,000	102,669,000	
		平成30年度第1回新潟県公募公債	100,000,000	103,950,000	

		平成28年度第1回岐阜県公募公債（10年）	100,000,000	99,839,000	
		平成30年度第2回大分県公募公債	100,000,000	101,500,000	
		第110回共同発行市場公募地方債	117,000,000	119,038,140	
		第111回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,813,000	
		第112回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,776,000	
		第119回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,139,000	
		第120回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,855,000	
		第124回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,809,000	
		第128回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,221,000	
		第132回共同発行市場公募地方債	101,000,000	103,453,290	
		第140回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,147,000	
		第143回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,996,000	
		第163回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,839,000	
		第172回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,928,000	
		平成28年度第3回島根県公募公債	100,000,000	99,956,000	
		平成28年度第1回佐賀県公募公債	100,000,000	99,967,000	
		平成25年度第1回滋賀県公募公債	100,000,000	102,194,000	
		平成24年度第1回熊本市公募公債	100,000,000	101,948,000	
		平成28年度第1回浜松市公募公債	100,000,000	100,632,000	
		第19回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	111,352,000	
		第2回名古屋市公募公債（20年）	100,000,000	110,357,000	
		第475回名古屋市公募公債（10年）	100,000,000	101,223,000	
		第482回名古屋市公募公債（10年）	100,000,000	101,732,000	
		第2回京都市公募公債（20年）	100,000,000	110,953,000	
		平成29年度第4回神戸市公募公債	100,000,000	100,899,000	
		平成28年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	100,975,000	
		第1回札幌市公募公債（20年）	100,000,000	111,573,000	
		平成25年度第9回札幌市公募公債（10年）	100,000,000	102,337,000	
		第50回川崎市公募公債（5年）	100,000,000	99,957,000	
		第87回川崎市公募公債	100,000,000	101,885,000	
		北九州市第1回15年公募公債	100,000,000	107,365,000	
		平成23年度第5回広島市公募公債	100,000,000	101,748,000	
		平成29年度第1回相模原市公募公債	100,000,000	100,765,000	
	小計	銘柄数：59	5,918,000,000	6,213,097,430	
		組入時価比率：6.8%		6.9%	

特殊債券	日本円	第22回新関西国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,035,000	
		第23回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	108,000,000	110,654,640	
		第34回日本政策投資銀行債券	100,000,000	136,926,000	
		第38回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	99,988,000	
		第13回道路債券	100,000,000	105,310,000	
		第33回日本高速道路債券・機構承継債	100,000,000	135,125,000	
		第55回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	119,830,000	
		第92回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,707,000	
		第98回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,949,000	
		第100回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,985,000	
		第128回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,373,000	
		第130回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,127,000	
		第168回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,840,000	
		第169回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,302,000	
		第173回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	106,000,000	108,051,100	
		第186回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,881,000	
		第216回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	116,539,000	
		第224回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	127,251,000	
		第229回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	204,762,000	
		第239回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	112,421,000	
		第261回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,969,000	
		第288回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,809,000	
		第354回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,654,000	

第5回政府保証地方公共団体金融機構債券（8年）	100,000,000	100,623,000	
第6回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	120,279,000	
第13回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	120,634,000	
第24回公営企業債券（20年）	100,000,000	117,078,000	
第25回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	202,618,000	
第34回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,740,000	
第37回政府保証地方公共団体金融機構債券	400,000,000	407,440,000	
第37回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,763,000	
20年第39回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	115,175,000	
第42回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,001,000	
第46回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,881,000	
第64回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,334,000	
第76回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,131,000	
第113回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,412,000	
第119回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,911,000	
F197回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	106,888,000	
第26回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	102,880,000	
第31回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	102,334,000	
第93回都市再生債券	100,000,000	108,642,000	
第16回政府保証民間都市開発債券	100,000,000	102,383,000	
第38回関西国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	101,763,000	
第1回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	11,225,000	11,378,782	
第1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	12,945,000	13,347,977	
第3回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	11,365,000	11,571,274	
第4回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,623,000	14,177,319	
第13回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,251,000	15,960,934	

第15回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	117,549,000	
第16回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,164,000	15,929,327	
第20回貸付債権担保住宅金融公庫債券	23,450,000	23,991,695	
第23回貸付債権担保住宅金融公庫債券	12,173,000	12,480,976	
第24回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,870,000	43,877,214	
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	23,104,000	24,999,452	
第26回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,962,000	22,450,721	
第33回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,786,000	29,779,089	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,700,000	30,436,350	
第37回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,951,000	30,635,079	
第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	13,044,000	13,632,023	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	59,490,000	63,319,966	
第49回貸付債権担保住宅金融公庫債券	14,331,000	15,114,762	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	30,400,000	32,197,552	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,132,000	86,940,007	
第64回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	109,766,000	
第69回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,907,000	51,606,177	
第84回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,443,000	51,520,594	
第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,972,000	57,151,090	
第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	56,395,000	58,400,406	
第93回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	61,493,000	62,807,105	
第115回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,869,000	85,764,367	
第117回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,903,000	87,099,628	
第118回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,010,000	87,269,186	

		第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,492,000	91,731,740	
		第132回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	107,547,000	
		第140回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,225,000	94,951,474	
		第144回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,873,000	96,219,101	
		第149回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,859,000	96,751,236	
		第154回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,521,000	99,532,942	
		第181回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,905,000	
		第198回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,294,000	
		第11回成田国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	101,865,000	
		第13回成田国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	102,111,000	
		第327回信金中金債（5年）	100,000,000	100,018,000	
		第335回信金中金債（5年）	100,000,000	100,097,000	
		第341回信金中金債（5年）	100,000,000	100,147,000	
		第238号商工債（3年）	200,000,000	199,594,000	
		第65回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	102,540,000	
		銘柄数：88 組入時価比率：8.9%	7,704,928,000	8,108,857,285 9.0%	
	小計				
社債券	日本円	第1回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー非上位円貨社債（20	100,000,000	99,948,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第6回円貨社債	100,000,000	101,869,000	
		第1回HSBCホールディングス	100,000,000	99,829,000	
		第6回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー円貨社債（2	100,000,000	98,131,000	
		第10回オーストラリア・ニュージーランド銀行円貨社債（201	100,000,000	100,162,000	
		第6回国際協力機構債券	100,000,000	120,106,000	
		第36回東日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人	100,000,000	100,054,000	
		第24回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人	100,000,000	102,426,000	
		第30回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人	100,000,000	100,238,000	
		第5回大和ハウス工業株式会社無担保社債（特定社債間限定同順位	100,000,000	100,315,000	

第16回森永乳業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,718,000	
第8回明治ホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,718,000	
第12回日本たばこ産業株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,573,000	
第30回東レ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,582,000	
第32回東レ株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,508,000	
第4回日本土地建物株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,874,000	
第57回住友化学株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,743,000	
第12回ヤフー株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,832,000	
第7回新日鐵住金株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,447,000	
第21回ダイキン工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,689,000	
第16回パナソニック株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,867,000	
第15回トヨタ自動車株式会社無担保社債（社債間限定同等特約付）	100,000,000	100,279,000	
第84回丸紅株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,377,000	
第85回丸紅株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	113,796,000	
第20回株式会社りそなホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,694,000	
株式会社三井住友フィナンシャルグループ第1回無担保劣後社債	100,000,000	100,457,000	
第31回株式会社ホンダファイナンス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,299,000	
第80回日立キャピタル株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,231,000	
第75回三菱UFJリース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,445,000	
第71回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,530,000	
第99回住友不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	102,077,000	
第5回イオンモール株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,619,000	
第65回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	117,203,000	
第15回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	115,034,000	
第71回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	126,995,000	

		第22回東京地下鉄株式会社社債 （一般担保付）	100,000,000	99,860,000	
		第11回日本通運株式会社無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,856,000	
		第25回KDDI株式会社無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,508,000	
		第530回中部電力株式会社社債 （一般担保付）	100,000,000	99,109,000	
		第517回関西電力株式会社社債 （一般担保付）	100,000,000	100,015,000	
		第402回中国電力株式会社社債 （一般担保付）	100,000,000	100,109,000	
		第308回北陸電力株式会社社債 （一般担保付）	100,000,000	102,328,000	
		第508回東北電力株式会社社債 （一般担保付）	100,000,000	100,301,000	
		第451回九州電力株式会社社債 （一般担保付）	100,000,000	100,444,000	
		第35回電源開発株式会社無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	100,000,000	102,393,000	
		第39回電源開発株式会社無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	100,000,000	102,631,000	
		第7回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,524,000	
		第14回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,347,000	
		第34回東京瓦斯株式会社無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	100,000,000	101,367,000	
		第17回北海道瓦斯株式会社無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,170,000	
		第3回東京都競馬株式会社無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,595,000	
	小計	銘柄数：51 組入時価比率：5.7%	5,100,000,000	5,202,222,000 5.7%	
合計				90,579,783,665	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年6月末現在）

日立国内債券インデックスファンド

I 資産総額	15,712,658,767 円
II 負債総額	27,028,150 円
III 純資産総額（I－II）	15,685,630,617 円
IV 発行済口数	12,115,611,395 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2947 円
（1万口当たり純資産額）	（12,947 円）

（ご参考）

日立国内債券インデックスマザーファンド

I 資産総額	90,912,015,515 円
II 負債総額	821,090,766 円
III 純資産総額（I－II）	90,090,924,749 円
IV 発行済口数	63,820,973,731 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4116 円
（1万口当たり純資産額）	（14,116 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額（2020年8月14日現在）

- ① 資本金
1億円
- ② 発行可能株式総数
24,000株
- ③ 発行済株式総数
6,000株
- ④ 最近5年間ににおける資本金の増減
2019年1月31日に2億円の減資

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

取締役は、5名以内とします。

取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とします。

代表取締役は、取締役会の決議をもって定めます。また、取締役会の決議をもって取締役社長1名を定めます。

② 投資運用の意思決定機構

当ファンドの運用指図は、当ファンドの運用の基本方針に基づき、委託者が行います。

当社の運用方針策定のための最高意思決定機関は運用委員会であり、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下「CIO」といいます。）を議長とし、取締役社長、各グループ長、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサー等を構成メンバーとして、原則として月1回開催します。運用委員会においては、政治、経済、金融情勢等の投資環境及び市場分析を行い、全社的運用方針など運用等に関する基本的な重要事項を協議、策定し、併せて個別ファンドの運用についての具体的諸方策を協議し、決定します。

運用グループにおいては、個別ファンド等の運用に直接的に関連する諸情報の分析、検討を行うため、ファンドマネージャー会議を原則週1回開催します。

ファンドマネージャーは、当ファンドの運用の基本方針、運用委員会およびファンドマネージャー会議の方針に基づき、ファンド毎に運用計画を立案し、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

運用状況の評価のため、リスク管理オフィサーを議長とし、取締役社長、コンプライアンスオフィサー、CIOおよび各グループ長等を構成メンバーとし、運用評価委員会を原則として月1回開催します。運用評価委員会では、当ファンドの運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容など運用状況についての分析、評価および検討を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託者は、株式会社日立製作所により1999年8月5日に設立された会社です。

委託者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

2020年6月末日現在、委託者が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、19本であり、その純資産総額の合計は508,083百万円です。（なお、親投資信託17本は、ファンド数及び純資産総額の合計からは除いております。）

基本的性格	募集形態	ファンド数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	公募	7	137,704
	私募	12	370,379
合計		19	508,083

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、「財務諸表等規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	977	963
未収委託者報酬	271,798	284,168
未収運用受託報酬	3,448	3,072
関係会社預け金	※1 1,222,024	※1 1,352,571
前払費用	28,687	30,633
その他	219	87
流動資産合計	1,527,156	1,671,496
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	559	1,157
無形固定資産合計	559	1,157
投資その他の資産		
敷金	23,622	23,252
繰延税金資産	45,283	47,507
投資その他の資産合計	68,906	70,760
固定資産合計	69,465	71,917
資産合計	1,596,622	1,743,414

(単位：千円)

	第20期 (2019年3月31日現在)		第21期 (2020年3月31日現在)	
負債の部				
流動負債				
未払金	※1※3	90,587	※1※3	100,504
未払費用	※1	392,396	※1	422,513
未払法人税等	※2	16,032	※2	8,175
預り金		5,603		4,310
賞与引当金		27,742		29,141
流動負債合計		532,362		564,644
固定負債				
退職給付引当金		113,666		123,532
固定負債合計		113,666		123,532
負債合計		646,028		688,176
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金				
その他資本剰余金		200,000		200,000
利益剰余金				
利益準備金		75,000		75,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		575,593		680,237
利益剰余金合計		650,593		755,237
株主資本合計		950,593		1,055,237
純資産合計		950,593		1,055,237
負債純資産合計		1,596,622		1,743,414

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,118,971	1,159,540
運用受託報酬	545,687	475,268
営業収益計	1,664,658	1,634,808
営業費用		
支払手数料	751,448	778,696
委託計算費	49,513	51,318
調査費	227,921	233,421
営業雑経費		
通信費	2,732	2,716
印刷費	4,519	3,310
諸会費	3,930	3,961
営業雑経費計	11,182	9,989
営業費用計	1,040,066	1,073,426
一般管理費		
給料		
役員報酬	20,678	21,544
給料・手当	222,665	215,923
賞与	1,681	1,895
給料計	245,025	239,362
交際費	3,817	2,271
旅費交通費	2,369	3,165
租税公課	149	81
不動産賃借料	33,883	34,145
賞与引当金繰入額	57,547	58,843
退職給付費用	10,181	9,865
その他の人件費	43,143	39,887
その他の不動産関係費	5,643	5,401
減価償却費	279	279
諸雑費	8,141	8,074
一般管理費計	※1 410,183	※1 401,379
営業利益	214,408	160,002
営業外収益		
受取利息	484	627
その他	46	40
営業外収益計	※1 531	※1 667
営業外費用		
為替差損	43	13
その他	34	25
営業外費用合計	77	39
経常利益	214,863	160,630
税引前当期純利益	214,863	160,630
法人税等	※2 77,235	※2 58,209
法人税等調整額	4,133	△2,223
法人税等合計	81,368	55,985
当期純利益	133,494	104,644

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	300,000		—	75,000	557,898	632,898	932,898	932,898
当 期 変 動 額								
減 資	△200,000	200,000	200,000					—
剰余金の配当					△115,800	△115,800	△115,800	△115,800
当期純利益					133,494	133,494	133,494	133,494
当期変動額合計	△200,000	200,000	200,000	—	17,694	17,694	17,694	17,694
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	575,593	650,593	950,593	950,593

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	575,593	650,593	950,593	950,593
当 期 変 動 額								
当期純利益					104,644	104,644	104,644	104,644
当期変動額合計	—	—	—	—	104,644	104,644	104,644	104,644
当 期 末 残 高	100,000	200,000	200,000	75,000	680,237	755,237	1,055,237	1,055,237

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 減価償却の方法は、自社利用ソフトウェアについて見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。 (2)連結納税制度の適用 株式会社日立製作所を連結納税親会社とする法人税に係る連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,222,024千円 未払金 49,609千円 未払費用 149千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 1,352,571千円 未払金 37,778千円 未払費用 113千円
※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 3,526千円 未払事業税 11,567千円 未払事業所税 938千円	※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 2,127千円 未払事業税 5,135千円 未払事業所税 912千円
※3. 消費税等の取扱い 未払消費税は、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	※3. 消費税等の取扱い 同左

(損益計算書関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
※1. 関係会社との取引高 一般管理費 7,971千円 営業外収益 484千円	※1. 関係会社との取引高 一般管理費 6,791千円 営業外収益 627千円
※2. 法人税等には、住民税及び事業税を含んでおります。	※2. 同左

(株主資本等変動計算書関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 ①決議 2018年5月25日 第19回定時株主総会 ②株式の種類 普通株式 ③配当金の総額 115,800,000円 ④1株当たり配当額 19,300円 ⑤基準日 2018年 3月31日 ⑥効力発生日 2018年 5月28日 (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 該当事項はありません。	1. 発行済株式に関する事項 (1) 株式の種類 普通株式 (2) 当事業年度期首株式数 6,000株 (3) 当事業年度増加株式数 — (4) 当事業年度減少株式数 — (5) 当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当 — (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 —

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1年内	2,443千円	2,443千円
1年超	6,311千円	3,868千円
合計	8,754千円	6,311千円

（金融商品関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	977	977	—
②未収委託者報酬	271,798	271,798	—
③未収運用受託報酬	3,448	3,448	—
④関係会社預け金	1,222,024	1,222,024	—
資産計	1,498,249	1,498,249	—
⑤未払金	90,587	90,587	—
⑥未払費用	392,396	392,396	—
負債計	482,984	482,984	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	第19期 (2018年3月31日現在)	第20期 (2019年3月31日現在)
敷金	23,992	23,622

（※）敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 預金	977	—	—	—
② 未収委託者報酬	271,798	—	—	—
③ 未収運用受託報酬	3,448	—	—	—
④ 関係会社預け金	1,222,024	—	—	—
合計	1,498,249	—	—	—

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	963	963	—
② 未収委託者報酬	284,168	284,168	—
③ 未収運用受託報酬	3,072	3,072	—
④ 関係会社預け金	1,352,571	1,352,571	—
資産計	1,640,775	1,640,775	—
⑤ 未払金	100,504	100,504	—
⑥ 未払費用	422,513	422,513	—
負債計	523,017	523,017	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
敷金	23,622	23,252

（※）敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
① 預金	963	—	—	—
② 未収委託者報酬	284,168	—	—	—
③ 未収運用受託報酬	3,072	—	—	—
④ 関係会社預け金	1,352,571	—	—	—
合計	1,640,775	—	—	—

(有価証券関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第20期 (2019年3月31日現在)	第21期 (2020年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、退職一時金制度については設立時に設定しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 113,666千円 (退職給付引当金)	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 123,532千円 (退職給付引当金)
3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 10,181千円 (退職給付費用)	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 9,865千円 (退職給付費用)
4. なお、退職給付債務および退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	4. 同左

(税効果会計関係)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 9,595 千円 退職給付引当金 39,328 未払事業税 4,001 未払社会保険料 1,445 その他 3,382 繰延税金資産小計 57,753 税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 — 将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額 △12,469 評価性引当額小計 △12,469 繰延税金資産合計 45,283 (注) 評価性引当額が12,469千円増加しております。 主な理由は、将来課税所得を見直したことに伴う 退職給付引当金に係る評価性引当額の増加による ものです。 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との差異要因 (%) 法定実効税率 34.6 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.4 その他 2.9 税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.9	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 10,079 千円 退職給付引当金 42,729 未払事業税 1,776 未払社会保険料 1,598 その他 3,999 繰延税金資産小計 60,184 税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 — 将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額 △12,676 評価性引当額小計 △12,676 繰延税金資産合計 47,507 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との差異要因 (%) 法定実効税率 34.6 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3 その他 0.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.9

（ストックオプション等関係）

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（持分法損益等関係）

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（資産除去債務関係）

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)																
1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。 2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。 3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>①期首残高</td><td>1,973千円</td></tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td><td>一千円</td></tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td><td>370千円</td></tr> <tr> <td>④期末残高</td><td>2,343千円</td></tr> </table>	①期首残高	1,973千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	一千円	③当年度の負担に属する償却額	370千円	④期末残高	2,343千円	1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。 2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。 3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>①期首残高</td><td>2,343千円</td></tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td><td>一千円</td></tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td><td>370千円</td></tr> <tr> <td>④期末残高</td><td>2,713千円</td></tr> </table>	①期首残高	2,343千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	一千円	③当年度の負担に属する償却額	370千円	④期末残高	2,713千円
①期首残高	1,973千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	一千円																
③当年度の負担に属する償却額	370千円																
④期末残高	2,343千円																
①期首残高	2,343千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	一千円																
③当年度の負担に属する償却額	370千円																
④期末残高	2,713千円																

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
日立企業年金基金	358,388
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	264,992
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	251,307

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。
そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
日立企業年金基金	300,000
日立国内株式特化型ファンド（大口）（注）	308,481
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	245,880

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。
そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
主要株主	(株)日立製作所	東京都千代田区	458,790百万円	電機機器製造業	100.0%	受入1名 兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	59,080	未払金	49,088
								預け金の利息	484	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,765,486	関係会社預け金	1,222,024
								親会社に対する預け金の減少	1,795,577		

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。

3. 役員の受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	(株)日立アーバンインベストメント	東京都千代田区	2,000百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	23,622

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方法等

近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

株式会社日立製作所（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 受入等	事業上 の関係				
主要 株主	(株)日立 製作所	東京都 千代田 区	458,790 百万円	電機 機器 製造業	100.0%	受入 1名	営業上 の取引、 資金の 預け入れ等	連結納税の未払 金の支払い	49,088	未払金	37,245
						兼任 3名		預け金の利息	627	未収入金	—
								親会社に対する 預け金の増加	1,696,826	関係会社 預け金	1,352,571
								親会社に対する 預け金の減少	1,566,279		

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方法等
関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。
3. 役員の受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	(株)日立アーバンインベストメント	東京都千代田区	2,000百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	23,252

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方法等
近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

株式会社日立製作所（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額 158,432円20銭 1株当たり当期純利益 22,249円05銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 175,872円90銭 1株当たり当期純利益 17,440円70銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 133,494千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 133,494千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 104,644千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 104,644千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株

(重要な後発事象)

第20期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第21期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（2020年6月末現在）

（１）受託者（受託会社）

名称	資本の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本の額	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（ご参考）マザーファンドの運用再委託先の名称、資本の額及び事業の内容

名称	資本の額	事業の内容
野村アセットマネジメント株式会社 （1959年12月1日設立）	17,180百万円	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託者（受託会社）

ファンドの受託者として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算事務を行います。

（２）販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い等（確定拠出年金による申込みに限ります。）及び一部解約金・償還金の支払い等に関する事務等を行います。

（ご参考）マザーファンドの運用再委託先の業務の概況

マザーファンドの運用の再委託先として、信託財産の運用の指図、有価証券の売買の発注等を行います。

３【資本関係】

該当ありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書(表紙を含みます。以下同じ)に、委託者の名称、ロゴを使用し、ファンドの形態等を記載することがあります。
- (2) 目論見書に、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (3) 目論見書に、目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (4) 目論見書に、有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関し記載することがあります。
- (5) 目論見書に、請求目論見書は投資家の請求により交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (6) 目論見書に、商品内容に関して重大な変更を行う場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨を記載することがあります。
- (7) 目論見書に、投資信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨を記載することがあります。
- (8) 目論見書に、「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 目論見書に、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。
- (10) 目論見書に、委託会社のインターネットホームページアドレス、電話番号及び受付時間等を記載することがあります。
- (11) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (12) 目論見書に、以下の趣旨を示す記載をすることがあります。

投資信託は、金融機関の預金または保険契約とは商品性が異なります。

 - 投資信託は預貯金ではありません。
 - 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - 投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、ご購入した投資家の皆様が負うことになります。
 - ファンドの投資目的が達成される保証はありません。
 - 投資信託をご購入の際は最新の「目論見書」を必ずご覧ください。
- (13) 当ファンドの約款の全文を請求目論見書に記載することがあります。
- (14) 目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (15) 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

亀井 純子

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

日立投資顧問株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

亀井 純子

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日立国内債券インデックスファンドの2019年5月16日から2020年5月15日までの第19期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立国内債券インデックスファンドの2020年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する第19期計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日立投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日立投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。